

平成31年 2月25日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
主任	服部	敬
書記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	石 井 稔 郎
企 画 部 長	井 手 勇 一
市 民 部 長	松 尾 一 秋
健康福祉部長	坂 井 明 子
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 部 長	永 溝 弘 幸
総 務 課 長	野 田 勝 広
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
企画政策課長	馬 場 浩 義
地域振興課長	平 武 文
観光振興課長	井 上 啓 時
環 境 課 長	原 田 英 雄
男女共同参画推進課長	山 口 昭 弘
福 祉 課 長	白 坂 正 彦
子育て支援課長	平 島 英 敏
介護長寿課長	平 島 隆 夫
建 設 課 長	山 口 英 二
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	原 亮 一
スポーツ振興課長	池 田 孝 治
文化振興課長	持 丸 末 喜
人権・同和教育課長	橋 本 秀 樹
黒木支所長	井 上 秀 樹
立花支所長	中 島 強

議事日程第2号

平成31年2月25日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 小 川 栄 一 議員
- 2 松 崎 辰 義 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員
- 4 田 中 栄 一 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。6番小川栄一議員の質問を許します。

○6番（小川栄一君）

おはようございます。6番小川栄一です。一般質問をお願いいたします。

本日お尋ねするのは、図書館の件、体育施設の件、それから3010運動の件なんですけれども、図書館行政について、これは今、図書館の話をとという唐突感がもしかしたらあるのかもしれませんが、実は去年10月にNHKの番組で放送された内容が非常に衝撃的だったものですから、それを含めてお尋ねしたいと思います。

実は健康寿命が男性全国1位、女性第3位は山梨県です。いわゆる長寿ではなくて健康寿命、健康で長生きをするということですね。ところが、山梨県は特別に健康関係、それから

スポーツ関係の施策をやっておりません。あろうことか、喫煙率も非常に高い、塩分の摂取率も非常に高いという県なんだそうです。そこがなぜ健康寿命が高いかということは長年謎だったんですけれども、いわゆる最近のAIを使ったビッグデータの解析というのがあります。その中で、非常に興味深いことに、図書館の設置率と非常に関連性があるんじゃないかということがわかってきました。

というのが、図書館は人口10万人当たり全国の平均でいくと2.61館、山梨県は6.59館なんです。断トツ1位。全国平均を3倍ほど上回っております。さらに、学校図書館の司書の配置率が95.2%を超えているということで、非常に特色のある県だそうです。これと健康寿命がどう結びつくかということは、まだ早計ではありますけれども、なかなか難しいところがありますけれども、これしか原因がないようになってきています。

これがきょうお尋ねするきっかけなんですけれども、八女市での図書館についてお話をお伺いした上で、さらに、これから先の図書館をどう持っていかれるかということ、きょうぜひ将来の構想をお尋ねしたいと思っております。

それから2番目に、体育施設の統廃合について。

これは前回もお尋ねしておりましたけれども、前回の答弁の中で少しずつ計画を進めておるといことでしたので、来年度に向けてどういう計画が進みつつあるのか、これをぜひお尋ねしたいと思います。

これはトピックスですけれども、きのうおととい、土曜日に福岡市で行われました全日本クロスカントリー選手権大会において、八女市の福島小学校、福島中学校出身で、今、北九州市立高校に通っていらっしゃる酒井美玖さんという方が全国で4位に入られました。そして、3月30日にデンマークで行われる全世界クロスカントリー選手権の出場権をとられたということで、非常にいいニュースが飛び込んできました。

地元からもこういう選手が輩出されることも含めて、これから先、ぜひ図書館なども含めて体育行政を進めていかれたらどうかということで、きょう取り上げてみました。

それから、3点目です。

3010運動、環境課のほうで非常に精力的に推進していただいていると思います。私たちも最近、そういう会合に行きますと、3010運動のポスターを張っていらっしゃいますし、お店の方も気がけてそういう話をされるころも、少しずつではありますけれども、ふえてまいりました。これは食品ロス改善していく上で大変な問題だし、大切な問題だろうと思います。

ただ、食品ロスの大半、半分以上は、やはり家庭から出ているものです。3010運動を進めるとともに、家庭での食品ロスをどうやっていくか、これも大きな問題になると思います。さらに、厚生常任委員会ではここ数年にわたって生ごみの処理に関して非常に興味を持って

やってまいりました。行政視察なども含めてやってきましたけれども、つい最近ですと、お隣のみやま市のバイオマスセンターなどを見学させていただきました。こういう動きは周辺自治体でも進んでおります。これから先、八女市としてどういう形で生ごみなどのことに取り組んでいかれるのかをぜひお尋ねしたいと思います。

きょうはこの3点でお願いしたいと思います。

ちょっとこれは余談というか、つけ足しになりますけど——つけ足しという言い方はおかしいですね。たまたまですけど、きょう私が答弁を求めましたお三方、環境課長、文化振興課長、それからスポーツ振興課長は定年だそうで、きょうが最後の議会ということで、図らずもと。私は全然思いもよらなかったんですけど、きょうで終わりでしょうけれども……（発言する者あり）失礼しました、3月末までですね。仕事としては今年度で終わられるけれども、来年度以降、今までの仕事をどんなふうに先につなげていかれるのか、その辺も含めて、ぜひ抱負も含めてお話いただければと思います。

あとは質問席のほうでお尋ねいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

冒頭に、先ほど小川議員から退職者の職員のお話がちょっと出ましたけれども、退職者の職員は3月31日まで精いっぱいやると思いますし、また、これまでのさまざまな経験、あるいはまた検討課題については、次の課長、あるいは幹部に必ず伝えて事業の継続をしていくことになると思いますので、どうぞひとつ御心配なく。しっかりやらさせていただきます。

6番小川栄一議員の一般質問にお答えいたします。

図書館行政について及び2の体育施設の統廃合についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3、3010運動について御答弁を申し上げます。

3010運動についてでございますが、推進方法と進捗状況はという御質問でございます。

全国的に広がりつつある3010運動につきましては、本市でも本年度から本格的に取り組みを始めたものですが、これまで「広報やめ」への掲載やチラシ、ポスターにより市民への周知を図るほか、市内の飲食店や団体代表者などに対し、運動への理解と協力をお願いしてきました。

また、特に宴会が多くなる昨年末には直接職員が飲食店に出向き、コースターなどの啓発用品の配布とあわせて、運動の趣旨説明と協力依頼を行ったところです。これから歓送迎会や花見などの宴会シーズンを迎えるに当たり、この運動が一層定着するように引き続き努めていきたいと考えております。

次に、家庭での食品ロス対策はという御質問でございます。

家庭での食品ロス対策は、食品を買い過ぎない、料理をつくり過ぎない、食べ残しをしな

いという3つの心がけだと言われております。

この心がけが市民に浸透するよう、本年度からチラシを作成し、各種イベント時に配布したほか、「広報やめ」やホームページで周知し、啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、3の生ごみ対策の今後の計画はというお尋ねでございます。

生ごみの減量化と資源化は、循環型社会を構築する上で極めて重要な課題でございます。

減量化につきましては、3010運動など飲食店から排出される生ごみの削減に加え、スーパーや家庭から排出される食品ロスの削減が必要です。

資源化については、現在進めているコンポスターや生ごみ処理機の普及による家庭での堆肥化のほか、焼却処分によらない環境に配慮した新たな処理方式の導入、研究が必要でございます。

このため、本年度より環境衛生協議会の協力を得ながら、地域ぐるみで生ごみの資源化に取り組む資源循環型地域社会形成モデル事業を一部地域で試験的に実施しております。また、現在整備中の八女中部衛生施設事務組合の新施設では、し尿・浄化槽汚泥と学校給食の食品残渣をあわせて堆肥化するよう計画が進められております。

今後とも持続可能な循環型社会の構築に向け、他自治体事例も参考にしながら、効率的な生ごみの処理方式が確立できるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。6番小川栄一議員の一般質問にお答えいたします。

1、図書館行政について、設置状況、館数、司書配置、蔵書数についてのお尋ねです。

八女市立図書館は、旧八女市に所在する本館と旧町村ごとに分館が1カ所ずつあり、設置数は合計で6施設となります。

図書館法の規定に基づく専門職員としての司書につきましては、5つの分館に嘱託職員を6人配置しております。本館におきましては、カウンター業務を委託しているNPO法人まなびと八媛の職員7人が資格を有し、窓口業務を担当しております。

蔵書数は全館合計で20万9,722点となっております。

次に、市民の利用状況についてのお尋ねでございます。

八女市立図書館の年間の開館日数は平均280日前後です。

なお、平成29年度実績では、貸し出しを伴う利用者数は全館で4万5,010人、貸し出し冊数は21万1,252点でございます。

次に、今後の運営方針についてのお尋ねでございます。

八女市では、平成29年3月に改訂した八女市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが自主的に本に親しみ、発達段階に応じた読書習慣を身につけることができるような体

制を確立するため、関係機関との連携を推進してまいります。

また、利用者のニーズに対応できる読書環境整備については、移動図書館の活用と各種イベントの開催により、今後も精力的に取り組んでまいります。

2、体育施設の統廃合について、今後の計画はとのお尋ねでございます。

八女市体育施設等管理計画は、今年度中に完成させる予定でしたが、協議に多くの時間を要し、現在、計画書案をまとめている状況でございます。

ことし3月末までに八女市体育施設等管理計画策定委員会が計画書案を完成させて、新年度当初に教育委員会に送付し、パブリックコメントを経た上で、八女市スポーツ推進審議会の審議を受けて、八女市体育施設等管理計画書が完成する手順となります。

次に、廃止される施設がふえると思われるが、地域でのスポーツ振興、イベント開催にどう対処するかとお尋ねでございます。

八女市体育施設等管理計画策定委員会では、施設ごとにスポーツや地域イベントの利用状況と地域別将来人口推計等のさまざまな資料を活用し、総合的に協議が行われています。

また、今後10年以内に統廃合等の判断を行う施設、当面は継続するが、11年目以降に統廃合、機能保持、移譲等の再判断を行う施設に分類し、行動計画案を定めることとしております。老朽化等で早急に統廃合等を行う必要がある体育施設については、複数の建設パターンを想定し、類似施設の有無、圏域人口、敷地規模、経費、法的規制、災害情報、その他課題等の評価項目を設け、それぞれの建設パターンを比較検討しながら総合的な評価を行うこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（小川栄一君）

失礼しました。3月31日までもちろん頑張られる、その辺は理解しておりますので、よろしく。

まず、図書館行政についてですけれども、先ほど冒頭お話をしましたけど、国の平均値というのがありますよね。10万人に対する館数とか、それから、司書の配置などのいろんな状況があると思いますけれども、今おっしゃっていただきました八女市の数字は、全国の平均からすると大体どのあたりの位置にあるのか、教えてください。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

図書館関係の統計がなかなかわかりづらい部分がありまして、実は平成23年4月1日のデータなんですけれども、公立図書館の数が3,210カ所ということで報告がっております。あと、平均の蔵書の数ですけれども、1カ所当たり12万4,648冊ということで、これのデータからいいますと、八女市の図書館の蔵書数についても、先ほどの答弁にもありましたよう

に、20万冊近く蔵書をそろえておりますので、こういった平均値からいっただら八女市の図書館については上位に位置するのかなと考えておるところでございます。

○6番（小川栄一君）

司書の件なんですけれども、これはきちんとした、いわゆる公的な資格をお持ちの司書と考えますが、この方で考えたときに、八女市の図書館での配置数、さらには公立の小中学校などにもそれぞれ図書館が設置されているわけなんですけれども、そちらのほうの司書の先生の配置などもわかれば教えていただけますか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

司書の数ですけど、先ほど報告させていただいたとおり、公立の分館については6名、あと、民間のほうにお願いしておる分については7名ということで、この分が統計的に多いのか少ないのかというのが位置的にわからないんですけれども、先ほど議員のほうから報告いただいた数字の中に、学校図書については95%ということでお話があったんですけれども、八女市の場合、学校図書に関しては全校に配置をいたしておりますので、この数字につきましては100%という形になってくると思っております。

○6番（小川栄一君）

先ほど健康寿命の件と少し関連づけてお話を差し上げたんですけれども、もちろんまだ完全に分析が進んでいて、これが決定的なことだとはまだ言われておりませんが、ほかに山梨県が健康寿命で上位を占めている理由が見当たらないということで、これではないかと今推察をされているところです。

これはこれとして、やはりこれから先、文化都市八女を目指している中で、図書館が担っていく、またこれから先、図書館が活躍できる場所は非常に大きいと私は思っております。

それで、司書の件をまず少し詳しくお話を聞きたいんですけれども、最近、なかなか司書を雇うにも大変で、いろんな給料の問題なども含めて、それぞれに配置するのが大変だという話を聞いて、削減されつつある県や市もあるやに聞いておりますが、八女市として、これから先、先ほどおっしゃったように公立の学校は100%司書を配置されているということも含めて、このままの形でずっと進めていかれるのか、そして、司書の仕事に関して、これから先、どういう指示を出していかれるのか、そのあたりをお願いいたします。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

図書司書の関係なんですけれども、自治体によっては賃金面も含めてということで新聞報道等もあっておるようなんですけれども、八女市の現段階では、それこそ学校図書については全校配置ということで行わせていただいておりますし、一部民間のほうで、まなびっと八媛さんの

ほうにも配置をいただいておりますし、本当に頑張ってくださいとおっております。

開館時間につきましても、八女市の場合はかなり遅くまで開館もしておりますし、お任せしておる民間のまなびっと八媛さんについても独自の事業を展開していただいておりますので、本当に助かっております。

今後、課題としていろいろ考えられる部分はあるんですけども、八女市の総合計画の中でもうたわせていただいておりますんですけども、読書活動の推進ということで、子どもを中心とした読書活動を今後続けていきたいということで、特に、八女市の場合は、4カ月健診ですけれども、まだ1歳になる前の段階で、だっこ大すきえほんよみきかせ事業というのを行ってございまして、絵本を1冊プレゼントしております。4カ月健診で乳児の方がどういう反応をするのかというのは非常に興味深い部分はあるんですけども、基本的にやっぱり読書、本に興味を持つというのが4カ月ということで、そこに着目をして取り組んでおりますので、そういった点を重点的に今後やっていくことによって、読書好きの子どもたちをふやしていこうと考えておるところでございます。

なおかつ、現在の状況で、やっぱり60歳を超えた方の図書館の利用がかなりふえてきております。なおかつ、うちのほうの利点かと思っておりますけれども、先ほど数字的に山梨県の場合が10万人当たり6カ所強ぐらいということで御報告があったと思っておりますけれども、八女市の場合は旧町村単位ではそれぞれ分館がございまして、その分を含めると、約6万4,000人として6施設ですから、統計上からいくと人口10万人当たり10という形になりますので、そういう形からいっても八女市は割と上位のほうに位置するのかなと考えております。

なおかつ、移動図書館が今年度から立花のほうにも導入されまして、旧八女市を全部網羅する形になりました。そういったところを考えると、かなり図書行政については整備をされた自治体ではないのかなと考えておるところでございます。

○6番（小川栄一君）

私の孫もちょうど5カ月になりまして、先日、4カ月健診のときのだっこえほんですか、行ってきたと聞いております。もちろん4カ月の赤ん坊が文字等がわかるかどうか、それはわかりませんが、やはりきっかけづくりということで非常にいい取り組みだし、赤ちゃんに対してというよりも、お母さんに対しての意識づけになるんじゃないかということで、非常にいい試みだと思います。もちろん行った嫁も非常に喜んでおりましたので、ぜひ続けていただきたいと思っております。

あと、移動図書館もよく見ます。こちらのほうも非常に力を入れていらっしゃるということで感謝をしているわけですけれども、そこで、先ほどちょっと触れました山梨の件なんですね。何度も言いますが、まだまだ分析がそうだとはいないにもかかわらず、多分これは大きな因果関係があるんだろうと個人的にも思っております。図書館をふやして、そし

て蔵書をふやすことによって、それこそ定年退職をされた方たちがいろんな方面に興味を持って活動される。本を探して回る。それから、図書館で得た知識をもとに山登りに行ったりとか美術館めぐりをしたりと活動的になるということが健康につながっていく可能性はもちろん大きいわけですから、ぜひそういう方向でも進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

さらには、先日から市長のほうからよく五木先生の話が出てまいりますけれども、八女はこんなに小さなまちでありながら、非常に文学的にもすぐれた作家を輩出しているところです。そういうところもぜひ、利用という言い方が市のほうから見てどうなのかわかりませんが、ぜひそういう方たちとも連携をとっていただいて、例えば、講演会なりレクチャーなり、安部龍太郎先生もいらっしゃいますし、もちろんざぶん賞などのときには毎年お見えいただいているということも聞いておりますけれども、そのあたりもぜひ八女市ならではの文化政策につなげていただく、そういう形でも図書館は重要だろうと思います。

もし市長のほうで五木さんとの話など、先々文化のほうに結びつけていかれるお気持ちがあるようであれば、そのあたりもできればちょっとお話をいただければと思いますが。

○市長（三田村統之君）

御紹介いただいたように、八女は本当に文化の恵みが豊富な地域であることは、理解をしている八女市民の皆さん方がかなり多くなってきているのではないかなと思っております。

図書館の問題は非常に難しい問題でもございまして、今、担当課長が申し上げたように、6カ所の旧町村に分館がありますよね。その分館と本館と合わせて、クラスとしては上位だと。その6分館を入れてですよね。だから、これをやはりある程度集中的にやるということになれば、財源の問題、人の問題、維持管理の問題がありますから、逆に分館を減らさないと本館の充実がなかなか財源的に難しいところもあるのではないかと、そんなことを恐らく教育委員会としても検討していただいているのではないかと考えております。

私も今の図書館がこれからの時代に似合う図書館であるかということ、決してそうは思っておりません。やはり図書館はこれから非常に子どもたちにとっても、そして、今おっしゃったように高齢者にとっても極めて重要な施設でございますので、考えていかなきゃいけない。教育委員会はもちろん主体的に考えなければならぬと思いますけれども、私ども行政側も財政的な問題、いろんな行革の問題を含めて検討していかなきゃなりませんので、双方連携をとって検討を、できるだけ早い機会に出していきたいと考えております。

それからもう一つ、議員おっしゃるように、今、五木寛之先生のお話が出ましたけれども、3人の文化勲章受章者、直木賞受賞者3名、そして、歴史文化、伝統文化ありますけれども、この芸術文化の資料を一堂に会して見れるところというのが非常に弱いですね。今、図書館の2階に少しあります。しかし、よほど関心のある人でないと、ほとんど2階に上がってま

で見ていないというのが現状です。

ですから、これだけの芸術家がいらっしゃって、作品を残してあって、それを今の状態であのままにしているのかと。もっともっと多くの市民、あるいはまた観光客が簡単に見れる環境づくりを考えていく必要があるのではないかとすることは私も考えておりますので、議員おっしゃるように十分これから教育委員会とも協議させていただきながら、検討はしてまいりたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

私がお話ししようと思っていたことは市長が先に言われまして、館数の問題なども合併からこちらのこともいろいろありますので、充実するにはどういうやり方がいいかなど、これからまたいろいろと問題も含んであると思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思えます。

それで、本を読むこと自体は不健康には一つもつながらないんだということはわかっているそうです。いろんなことが健康に結びつくのか、不健康に結びつくのかということも、そのビッグデータで解析をしている中で、読書は不健康には一つも結びつかないんだということで、健康都市づくりには非常に大きな柱になるのではないかと考えています。ぜひ今のままの状況で進めていただいて、さらには、それこそいろんな先輩がいらっしゃいますので、そういう方たちのことも含めて進めていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次に移ります。

先ほど冒頭言いましたけれども、酒井美玖さん、非常に活躍をなさってまして、土曜日にはクロスカントリーの全国大会で4位になって、3月30日には世界大会に招聘されるということを知りまして、非常に喜んでおります。

そういう中でも、体育施設など、もちろん体育施設といいますから、陸上競技場とか運動場なども含めて、野球場も含めての話なんですけれども、やっぱり随分耐用年数といいますか、建てかえの時期も来ているでしょうし、それにも増して、いろんな意味で使い勝手とか出てきていると思えますので、先ほどは今年度中に策定するけれども、少しおくらしているというお話でしたが、そのおくらしている理由は何かありますか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

答申におきましては本年度中に完成させようということで、審議会等の答申も受けながら作成するというごさいますけれども、スポーツ団体とか利用者団体等を含めて策定委員会を組織しました。その中で、対象施設が39施設ございます。その39施設を今後どのように持っていくかということにつきましては、基本的な考え方ですね、目的を、どういう形で期間を持っていくのかというのは、30年間ということで、10年スパンで最終的に30年後を想

定した形であるべき姿に持っていくという形ですね。そういう形で基本的な話から進めまして、そして、実際に策定の手順の中で、まず、39施設を知らなければならないということで、その現況調査を行うことにしております。その現況調査といいますのが――まずその前に、基本情報ですね、各39施設の今の利用者の利用状況であるとか、施設整備費、維持管理費、コストがどのようにかかっているのか、それと、八女市のほうの配置状況とか、そういう基礎情報をまとめ上げまして、そしてその次に、今言いました施設の状況ですね、劣化度調査とか、それと経済性とか安全性、そういう形の現況調査をもって1次評価を行おうということになりました。1次評価をもとにしまして、次の段階がその現況評価プラスの今後の市の考え方なり市民のニーズについてを加味した形で2次評価に持っていきこうということで、そのような形で1次評価、2次評価を加えた後に、それぞれの施設の問題点、今後の必要性について情報を共有したところでございます。

その共有をしたところで、次に、それぞれ39施設を今後どうするのか、どのような方向性に持っていきこうかという形で議論を進めまして、その議論の進め方に相当時間を要したということございまして、当初、2カ月に1回ぐらいの開催を予定しておりましたけれども、実際は毎月開催という形で、全7回を今までも消化しております。ということで、慎重を要するというで協議に時間を要したことが一番の要因でございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

これから先の計画ですので、慎重にやっていただきたいと思いますが、いわゆる合併前からの施設なども含めて考えたときに、単にスポーツ施設ということではなくて、各地域の一つの核になっている場所もあるんだと思います。地域住民の方たちがそこでいろんなイベントをやる、それからスポーツ大会をやるということで、その地域、地域のまとまりとか、いろんな文化の継承などにも大きな力を持ってきた場所だと思います。ですから、簡単に廃止をして、そして、市全体で1つつくればいいという簡単な問題ではないような気が私はしていますけれども、各地区、各地域を大切にしていこうという意味でも、そのあたりの核になるそういうスポーツ施設、公民館なども含めてなんですけれども、そういう施設の配置などに対して何か御計画があればと思いますが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

八女市の公共施設の整備計画につきましては完成しております。それに基づきまして、それぞれ各部門で個別計画を策定するということになっております。スポーツ振興課につきましては、老朽化が激しい施設がたくさんございますので、すぐにでも取りかからなければならないという状況ございまして、平成30年度から個別計画の作成を行ったところでござい

ます。

議員おっしゃるとおり、公共施設全体の統廃合につきましては、今、市の方針が出ておりまして、平成31年、平成32年、その2年間で社会教育施設とか、商工観光施設とか、コミュニティ施設とか、そういう各部門の個別計画が完成なされます。その計画が全部出そろうのが平成33年だと思います。ですから、スポーツ振興課では、他の個別計画の策定がまだ全然なされておきませんので、体育施設に限った形、体育施設として必要か否かということで判断を下したところでございます。

ですから、体育施設は要らなくても、将来的に違う目的に転用するとか、違う目的同士をあわせて複合施設にするという形につきましては、今後、平成33年以降、各個別計画がなされた後に総合的、横断的な判断で議論がなされるものということで計画を進めておるところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

小中学校の統廃合が進んでいる中で、かつては小学校、中学校が各地域のいわゆるセンターになっていたのではないかと思います。そこで運動会があれば、もちろん地域住民の方たちが集まれる。それ以外にも地域でのいろいろな催し物、夏祭りなどにも学校等が利用されて、地域の活性化の役に立っていたのではないかと思いますけれども、そういう場所が少しずつ減ってきている中で、今おっしゃっていただいているようなスポーツ施設なども含めた公共施設は、これから先、八女市の中で大きな力を発揮させるためにも、どこにどのようなものを配置するのか、集約してしまうのか、非常に今、判断の岐路に立っているところではないかと私は考えております。

今おっしゃったように、平成33年までかけて計画を練りたいということですがけれども、これから10年、20年、30年先の方向性として、今の段階で見ておくところが非常に大きいのではないかなと私は思っているんですけれども、例えば、旧市町村にスポーツ、それから文化も含めた1つのセンターを配置するなどという計画、こういう考え方はいかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

スポーツ施設に限った形の答弁でございますけれども、今、検討委員会が進めておりますのが、30年をスパンとしての姿を描こうということになります。

相当ある施設を単年度、当初に全てをどうするかこうするかというのは、議論しても決まらない状況でございます。ですから、進め方といたしまして、今後10年以内に絶対にしなければならないものを今回は協議すると。そして、それが終わった後に、11年後に新たな社会情勢ですね、地域の人口とか利用状況とか、さまざまな状況が変わってきますので、そのと

きに、当面は維持するようにするけれども、11年後に再評価を行いまして、もう一回見直すという感じですね、そういう形で個別計画を策定しております。ですから、緊急性があるものを先に行いまして、あとは、10年後につきましては、議員おっしゃるとおりほかの施設の個別計画が出てきますので、それとの調整なりが行われまして、複合化とか、ほかに転用とか、そういう話ができる形で計画策定を進めておるところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

最近の非常にいい例として、大淵のげんき館があります。私は子ども会とかボーイスカウトとかに関係していますが、非常に使い勝手がよくて、周りの市町村の方にもお勧めしているいい施設なんですけど、あそこもいわゆる学校の跡地ということで利用されていますけれども、やはり地域、地域にはそういう住民の人たちが集まってくるところ、ひいては他市町村からも集まれるような場所などがあると、やっぱり地域の活性化に非常に力を発揮するんじゃないかなと思っています。

げんき館は非常にいい例でありまして、非常にうまくいっているんだと思います。地元の方の雇用にも少しはつながっているということを知っておりますので、これから先、今、スポーツ振興課長が言われましたけど、10年先のことを見据えていって、10年後にまた考えると。これはもちろんそうだろうと思いますけれども、むしろ先取りした形でそういう施設を配置しながら各地域を支えていくという考え方も一方にはあるんだろうと思います。ですから、せっかく土地もありますので、中にはまだまだ使える施設も十分残っているという中で、再利用の計画などもぜひ真剣に考えていただいて、これから先の地域の活性化に寄与していただきたいなと思いますが、そのあたり、市長、先々のお考えとしてどんなふうにお持ちでしょうか。

○市長（三田村統之君）

ただいまスポーツ振興課長が御答弁申し上げます。実際にその計画について議論を随分重ねていただいております。

ただ、よく考えてみますと、10年後にどうなっているのか、10年後以降をどうするのかという問題も重要な問題だと思いますが、今、小川議員がおっしゃるように、今、スポーツ振興課長が答えましたけど、既に老朽化している施設もあるわけですね。じゃ、その老朽化した施設の改修とか、いろいろなのを何とかしなきゃいかん。しかし、それは当然、八女市の長期計画の中の一つとして検討してやらないと、ただ、今の悪いのをそのまま改修するというのでは意味がないわけで、そういう面では早い段階で検討する箇所が出てくるんじゃないかなと思っています。

それから、基本的には、やはり1市3町2村が合併して、それぞれ小学校、あるいは体育

館がございます。そして、やはりそこが一つの地域づくりの拠点であり、子どもたちを育成する拠点であるということは、極めて重要な施設であったろうと思っております。したがって、私どもとしては、合併してもなかなか小学校を簡単に廃止する、統合する、あるいはスポーツ施設を統合する、例えば、極端な話、上陽と星野に1つあればいいじゃないかと、あるいは黒木と矢部で1つあればいいじゃないかと、そんな考え方が現実的には今日まで私自身はできませんでした。それは、なぜならば地域を守らなきゃならない、やはり地域の先人の皆さん方が築いてこられた伝統や多くの恵みを守っていくために、そして、交流を深めてきずなを強くしていくために、2カ所、3カ所を急に1カ所にまとめるとか、そういうことはなかなか今日までできないのが情勢でございます。

したがって、新たな計画を組んでいかなきゃいけない。そういう地域を育んでいく、地域を守っていく、子どもたちを守っていくということを前提にして、この体育スポーツ施設も考えていかなきゃならない。ただし、財源もだんだん厳しくなってますから、そういう面ではどういう形にしたら皆さん方に最低限の——我慢していただく部分もあろうかと思っておりますけれども、当然、改革はしていかなきゃなりません。例えば、1つだけ例を挙げますと、火葬場の問題も従来から議会からも御指摘いただいております。火葬場の問題、各市町村に全部あるわけですから。こういう問題もできるだけ早く解決しなきゃならない。そして、合理化して財政負担を軽減していく。私もこの間、黒木の火葬場を周辺も含めて視察に行っていましたけれども、あちこち見て回っておりますけれども、いずれにしても、そういうことで数を少なくする合理化ができるケースと、そうでない、住民の皆さん方のことを考えると、そうは簡単にはいかないという課題とあると思うんですね。スポーツ施設はその中の重要な課題の一つであると思います。だから、なかなか結論が出せないというのは、そこにあるんじゃないかと思っております。

しかしながら、いずれにしても、そういう老朽施設があることも事実ですから、そういう老朽施設をこれからどうするのか、10年計画の中での一つとして捉えて、どういう形でつくればいいのかというのは、できるだけ早く結論を出していかなきゃいかんだろうと、そう思っております。

○6番（小川栄一君）

ありがとうございます。

今お尋ねしました図書館の件、それからスポーツ施設の件ですね、これは両方とも単独の問題ではなくて、これから先の八女市のまちづくりに大きくかかわってくる大事な問題だろうと思います。ですから、今、市長がおっしゃったように、これから先、八女市をどう持っていくかという観点から、ぜひ含めていただいて、地域の文化を守るということも含めて、体育施設、それから図書館などの配置もぜひお考えいただいて進めていただきたいと思います。

す。よろしく願いいたします。

次に移ります。3010運動です。

去年の暮れあたりからでしょうか、飲食店などに行きますとポスターを見る機会がふえてまいりました。それから、コースターなども随分配布されていると思っています。私たちが行ったときに、中にはそういうポスターで注意を喚起と言うとおかしいですけども、一言おっしゃっていただく飲食店もふえてきていると思います。

そういう中で、先ほどちょっとお話はいただきましたけれども、なかなか推進するのは難しいんだろうなと思います。飲食店はやっぱり商売がかかっておりまして、なかなかどの辺まで踏み込んだ形でお客様に話をするかなども含めて、これから先、その3010運動をどういう形で進めていかれるのか、その辺をまず担当課長、お話をいただきたいと思いますが。

○環境課長（原田英雄君）

3010運動を今後どう進めていくかという御質問かと思えます。

今回、御質問をいただいております、先般も前回の議会の折に御質問いただいております。この食品ロスの問題につきましては、議員御質問いただいておりますように、今や日本全国で大きな課題として各自治体に取り組んでおります。

そういう中で、八女市におきましても、先ほど来、市長答弁にもございましたように、今年度から本格的に取り組みを始めたというところがございますが、今後の取り組みの前に、せっかくの機会でございますので、どういう状況で取り組むことにしたかということをちょっとだけお話をさせていただきたいと思えます。

既にマスコミ等でも出ておりますように、日本全国で年間646万トンもの食品が廃棄をされているということで、世界での食料援助は大体320トン程度と言われている中で、その倍以上のものが日本では捨てられているということ。1人当たり直しますと、大体茶わん1杯分ぐらいが毎日捨てられているという計算をされております。

私ども環境課といたしましては、やはり環境に優しいまちづくりを進める上で、この問題は大切な課題だということで、環境基本計画の中にも盛り込みながら取り組みを始めたということがございます。やはり私たちが循環型社会をつくっていく中で、この貴重な食料をどう大事に、いわゆるもったいない精神を引き継ぎながら八女市をつくっていくかという柱になろうかと考えているところがございますので、今後とも皆さん方の御理解、御協力をよろしく願いしたいと思っております。

そういう中で、今般、御質問いただいております3010運動は、その中の一つでございます。議員御承知のとおり、もともこの3010運動というのは長野県松本市でスタートいたしまして、いわゆる宴会の折の最初の30分はまず食事を楽しみましょうと。それから、最後の10分間も、最後に楽しみながら、いわゆる捨てられる食品を減らしておいしく食品をいただきま

しょうということで取り組みが始まったということでございます。

とりわけ宴会におきましては、どうしても立ち回っていくことで食品が食べられずに捨てられるということから、こういう取り組みが始まりまして、八女市においても一緒に取り組みもうということで、先ほど市長答弁にありましたように、昨年は各店舗を回りながら御協力をお願いしました。それから、もうちょっと補足をいたしますと、私どもでは、飲食店もさることながら、やはり市民の方々に当然のことながらこの制度を御理解いただくということで、11月の「広報やめ」でも周知をさせていただきますのに合わせて、いろんなイベント事の折にもチラシ等を配布しながら御協力をお願いしてきているところでございます。

さらに、いろんな団体での宴会が多うございますので、大きな団体に向けてはそれぞれ団体の代表の方、世話人の方々にお願いをしながら、食品ロス削減の3010運動にぜひ取り組んでくださいということでお話をしてきたところでございます。

それを受けまして、私どもといたしましては、今、議員おっしゃるように、これをやはりまだまだこれから普及させていくことが大事だと考えております。まず、この宴会でのロスについては、今申し上げますように、実際召し上がられるお客さん、消費者の方、それからお店の方、それぞれの御理解が必要でございますので、やはりこれをいかに普及して御理解いただくかということが大事かと思っております。

今も話がありましたように、まず第一歩といたしまして、現在、ポスターでありますとか、チラシでありますとか、あるいはコースターといったもので啓発をしてきているところでございますけれども、今後はこういう啓発運動に加えて、具体的な食品ロスの進め方、もうちょっと申し上げますと、先進地を調べてみますと、やはり献立でありましたり、食品の提供の仕方でありましたり、いわゆる飲食店の方々と連携をとってロスを減らすという取り組みをしている自治体もございます。また、各団体とか消費者の側におきましては、やはり団体と今度は協力をし合うような話し合いをしたり、そういう場所を設けながら取り組みを進めていくという取り組みがなされておりますので、本市といたしましても、先進事例等も十分研究しつつ、八女市で今後いろんな取り組みを参考にしながら進めていきたいと考えております。

当面は、先ほどお話がありましたように、今後、特に春先は宴会シーズンでもございますので、それに向けて啓発を強化していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

力強く推進していただいているということで理解いたしました。ぜひ続けてやっていただきたいと思いますが、食品ロスは、もちろん3010運動は大変ですけど、半分以上は家庭ごみなんですね。家庭での食品ロスをなくす方法としては、これはなかなか大変なことだろうと

思います。理解もなかなか届かない部分もありますので、このあたりを同時に進めていかないと全体での食品ロスがなくなる。さらに言うと、先ほど答弁の中でちょっと述べられましたけど、例えば、中部衛生施設事務組合の建てかえで、それから先には給食などの処理もやるようにするんだということで着々と計画が進んでいるところではありますけれども、そのあたりも含めて、家庭ごみ、家庭での食品ロス、これを減らす方法、もしお考えがあればお願いいたします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

家庭での食品ロスの削減に向けての取り組みということでございますが、幾つか御紹介をさせていただきたいと思います。

今般、先ほどの3010運動とあわせて、私どもが作りしましたパンフレット、あるいは広報紙の中でも家庭での食品ロス削減に向けての啓発をさせていただいております。家庭で一番大事なことは、先ほど市長の答弁にもございましたように、やはりどうしても食品を買い過ぎると、あるいは料理をつくり過ぎると。それから、結果的に食べ残しが出るということで、やはり家庭では食品がロスになっているという実態があるようでございます。

したがって、これらの啓発をすると同時に、そういう取り組みの中では、例えばの例で申し上げますと、冷蔵庫の中に不要なものをため込まない運動でありますとか、できるだけ残りものを少なくするような料理集、いわゆるレシピ、そういったものを工夫するとか、今後そういう取り組みが必要じゃなかろうかと考えております。

さらに、なかなか市民の方々も周知徹底されていないので、わかりにくい点で、よくありますのが賞味期限と消費期限というのがございます。よく混同されますけれども、いわゆる消費期限というのは安全に食べられる期限だということで、これを過ぎたら食べないようにしましょうというのが消費期限ですけれども、賞味期限というのは、あくまでも期限がありますけれども、それを過ぎても食べられるということで、おいしく食べられるまでの期間を一応目安として書いてあるということでございますが、ついついこれが混同されて、期限があるにもかかわらず捨てられたりということも見受けられるようでございますので、そういったものを含めて、家庭での食品ロス削減に向けては、やっぱりまだまだこれから啓発なり取り組みが必要かと思っております。実態等も十分踏まえながら、どうしてもやはりこれは皆さん方の御理解、日ごろの活動の中で減らしていくということにつなげることが大事かと思っておりますので、いろんな事例も含めながら、今後、市民の方々の御理解をいただけるように、いろんな啓発なり推進方法を工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

先日、厚生常任委員会で、みやま市のバイオマスセンターに見学に行ったわけですが、どれだけ運動を進めたところで、やっぱりどうしても残ってしまいます。それをどう処理するかというのもこれから先も大きな問題だろうと思いますが、先ほど市長答弁の中で、中部衛生施設事務組合のほうでもそういうところを処理するような形でやっていくんだというお話がありましたので、それはそれで期待いたしますが、バイオマスと絡めたところでの八女市としての計画などがあるのかどうか、そのあたりを最後にお尋ねしたいと思います。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

食品を加えて、これから先の八女市のごみ処理のあり方については、市としても非常に重要な課題と認識をしております。そういう中で、先ほど市長答弁にもございましたように、当然、食品ロスを含めた減量化には限度がございますし、あるいは地域でできる分についても限度があるかと思っておりますけれども、やはりこのごみ、特に生ごみの問題につきましては減量化をどうするかということと、あわせて資源化をどうしていくかというのが一つの柱ではないかと思っております。

今、議員御質問の中での減量化の分については先ほどお話をしましたが、若干補足をしますと、議員の皆様方もいろんなところに視察に行かれておりますけれども、やはりこの広い八女市でいかに生ごみを資源化していくかというのは、ある意味、非常に知恵が要るところであろうかと思っております。御案内のとおり、近隣の大木町等々では、資源化の中では液肥化して、あるいはガス化しながら発電をするなり液肥として活用するというところで、生ごみを有効に活用しているという資源化の事例がございますし、他自治体でもそういうところが幾つか最近出てきつつあります。

そういうものを参考にしながら、八女市としての将来のあり方を十分検討していく必要があるかと思っておりますけれども、やはりこういう広い中では、これを一気に集めてやるのが効率的かということ、必ずしもそうはならないと思っております。したがって、現段階では、まず各地域とか家庭でやれる資源化、どこまでやれるのかということで、家庭で発酵して資源化できるような新たなものも開発をされておりますので、そういうものを、先ほど市長から答弁ありましたようにモデル事業として本年度から実施をしております。

ですから、地域でどこまで減量化、資源化がやれるのかということとあわせながら、やはり行政としては拠点型としての資源化なりごみ処理のあり方を、将来を見据えて検討していくことが大事かと思っておりますので、現段階ではそういうものを十分情報収集しながら、将来の八女市での生ごみの減量化、資源化に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

市長答弁の中にもありましたけど、循環型の社会を目指すんだと、そのモデルも既に取りかかっているということでしたので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、3課長、3月31日までぜひ御整理いただきまして、その間にはぜひこれから先の市の行政にも計上していただく分があればやっていただきたいと思います。

最後にちょっとエールを送りまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

○24番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。私は、さきの通告に基づき一般質問を行います。

まずは、高齢者対策についてであります。

私たち日本共産党は、昨年、市政アンケートを行いました。高齢者の方々に要望が一番多いのが介護保険料が高過ぎるので何とかしてほしいという要望であります。昨年の3月議会でもお聞きしましたが、その保険料の減免についてどのように検討がなされてきたのか、お伺いをいたします。

さらに言うならば、利用料の減免制度についてもどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、高齢者のごみ出し支援についてであります。

今、ごみ出し支援については、制度として全国で広がっています。以前質問した中で、制度としても検討する旨の答弁がありましたが、その後どのような検討がなされてきたのか、お伺いをいたします。

次に、学校教育についてであります。

さきの議会でも、学校と地域との連携を図るためにコミュニティ・スクール事業の推進をと言われました。現在3校で実施をされており、来年度からは4校になるかと思いますが、現在はどのように進められているのか、進捗状況はどうなっているのか、さらに推進体制はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

あと2年、平成33年度までには八女市の6割の学校で立ち上げたいということだったと思いますが、その見通しとしてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、学力向上についてお伺いをいたします。

各小中学校とも学力向上を掲げておられます。その方針に基づいて子どもたちの学力は向上しているものと思っておりますが、心配なのは貧困世帯の子どもたちの学力であります。寺子屋事業などで支援はしてありますが、一部にすぎません。コミュニティ・スクール事業の中でも学習支援をしていきたいと発言もありましたが、どのような方針でどういう支援をしようとお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、学校給食の負担軽減についてであります。

これも何度もお伺いをしておりますが、保護者の皆さんにとって深刻な問題であるし、要求も多い課題であります。子どもの貧困対策を考えるときに避けては通れない課題ではないでしょうか。徐々にではありますが、軽減策を実施している自治体もふえつつあります。執行部のお考えをお伺いいたします。

最後に、環境問題です。

うすま・ふぁーむぱーくの悪臭対策ですが、今年の春には基準値をオーバーしたが、その後、基準値内に戻っているという話がありました。6月には操業更新の許可はおいていないということでしたが、その後、県の許可もおりたように伺いました。今、現状はどのようになっているのか、また、今後の課題をどのように考え、対策を進められようとしているのか、お伺いをいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、高齢者対策についてでございます。

介護保険の保険料と利用料における減免についての考え方についてでございます。

保険料は負担能力に応じた所得段階別の設定となっており、さらに、低所得者については平成27年度から公費による保険料の軽減強化が一部実施されています。軽減強化は平成31年度に拡充され、平成32年度からは完全実施の予定です。

本市の保険料の減免制度については、1つ、災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合、2、世帯の主たる生計者の収入が激減した場合、3、生活保護で定める基準以下の収入で現に生活保護を受けていない場合のいずれかに該当し、必要があると認められる者に対し減免を行っています。

介護保険によるサービスを利用した場合は、負担能力に応じて費用の1割、2割、または3割を利用者が負担することとなっております。この負担額が高額になった場合、医療費と

介護費を合わせての負担額が高額になった場合及び低所得の方が施設サービスを利用された場合の食費や居住費について、所得段階に応じた減免を行っています。

また、社会福祉法人負担軽減助成事業により一定の要件を満たせば軽減を行います。

こうした保険料や利用料の減免については、介護保険制度が介護の必要な高齢者やその御家族を社会全体で支えていくための制度であることを踏まえ、今後も実施してまいります。

次に、高齢者のごみ出し支援についてでございます。

高齢者のごみ出し支援につきましては、その要因が高齢者の身体的問題なのか、それとも地域の住環境によるものかによって、解決の糸口や支援のあり方が変わってきます。地域包括ケアシステムの構築により、高齢者の抱える個々の課題に対して家族や地域、行政が自助・互助・共助・公助のかかわりによって支援する仕組みをつくることが重要で、地域の中で支え合うことのできる環境をつくっていくことが私たちの役割だと考えております。

学校教育につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3の環境問題について答弁いたします。

環境問題についてでございます。

うすま・ふぁーむぱーくの悪臭対策の現状と今後の課題についてでございます。

当該施設につきましては、平成29年12月15日が産業廃棄物処分場の許可期限となっていたため、県に対し許可更新の際の悪臭対策強化を要望するとともに、当該事業者に対して悪臭対策の徹底を要請してまいりました。

その結果、昨年7月末日に交付された許可証に新たな条件が付加され、悪臭防止法の規定を遵守するとともに、同法の定める基準を超過した場合は適切な措置を講じることと明記されました。

現在、事業者において設備改善による臭気対策強化に取り組んでおり、県の監視指導と情報を共有化しながら対応しているところでございます。

今後とも引き続き地元団体と連携し、県及び事業者に対して悪臭対策を徹底するように取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校教育について、(1)コミュニティ・スクール事業の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねでございます。

現在、八女市におきましては、長峰小学校、上妻小学校、八幡小学校及び三河小学校の4校において、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会制度の設置、または設置に向けた準備を進めています。

平成31年度は、新たに4校において設置に向けた準備等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、学習支援事業についてのお尋ねでございます。

子どもの学習支援につきましては、学力向上の基盤となる子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図るため、中山間部の小学校及び義務教育学校を中心に寺子屋事業を行っております。

これらの事業に取り組みながら、生活困窮者支援対策としての学習支援につきましては、福祉課等との連携を図っていきたいと考えております。

次に、学校給食の負担軽減についてです。

学校給食につきましては、安全・安心を保持増進するために、施設及び設備の点検や維持管理、学校給食の運営支援を行う一方で、一定の低所得世帯につきましては就学援助費の中で給食費相当額を支給しており、経済的に困窮している世帯の支援に努めております。

また、子育て支援等の施策として、入学祝い金等により他の自治体以上に支援に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○24番（松崎辰義君）

介護保険料の軽減についてですけれども、ことし10月から消費税が10%に上げられる予定になっております。また、身近な食料品等が軒並み値上げをされています。10%になれば、さらに上がるものと考えます。年金は徐々に切り下げられ、高齢者の生活はますます厳しいものになっていくものと考えられます。

その対策の一つとして、低所得者層への軽減、減免というのは必要ではないかと考えておりますが、どのようにお考えなのか、もう一度お願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

御承知のことと思っておりますけれども、この介護保険制度につきましては、保険者が皆で費用の一部を出し合って将来の介護リスクを乗り切ろうという公助の制度でございます。ですので、この介護保険制度を運営するに当たりましては、被保険者の公平性を保つために一定の制限が設けられているところでございます。1つは、保険料の免除は禁止ですよということ。それから、収入のみに着目した一律の減免はだめですよということ。そして、一般財源による保険料軽減分を補填してはいけませんという、この3つの原則に沿って、今、介護保険制度が進められているところでございます。

低所得者の保険料軽減を一般財源で補うことができないということでございますので、軽減した分は1号被保険者の保険料でお互いに助け合うシステムとなっております。今、八女

市におきましては、生活保護を受けない要保護者の減額ということで取り組みをさせていただいております。これ以上、またどんどん軽減を進めてまいりますと、ほかの1号被保険者への影響が大きくなるという観点から、現状のまま慎重に検討していく必要があると思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

前回お尋ねをしたときに、事務局と介護保険の検討をされた皆さんの中でも、本当に厳しいものがあるという言葉もちゃんと出ておりますし、前回、部長も近隣の状況も勘案しながら今後検討すると、そして、今、収入の格差を感じると言われております。近隣の状況といいますと、近くでは大牟田市、久留米市が減免制度をやっております。お隣の筑後市は確かにやっておりませんが、例えば、保険料にしても八女市より若干安くなっているのが現状です。月額にして、基準値、第5段階は八女市は6千円ですけれども、筑後市は5,800円、200円ですけれども、こういう差がある。やっぱりそういう中で考えなければならない課題ではないか。

また、八女市に、確かにその公平性というのをどう考えるかというところはあるかと思いますが、今の現状、そして、八女市民の、特に高齢者の要求としてこういう要求があるわけですから、それに対して考えていくことは当然ではないかと思いますが、いかがですか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

確かに、今の生活の状況で高齢者の方が経済的にもかなり大変だろうと想定をいたしております。ですので、国といたしましても、低所得者向けの軽減を平成32年度までに完全実施しようということで今進めているところでございますが、この軽減が実現いたしますと、八女市の場合、基準額6千円ということでございます。これが一番所得の低い第1段階の方につきましては、予定では1,800円まで軽減がされるところでございます。

また、一定基準以上の所得をお持ちの方は、月額12千円まで保険料をお支払いいただくということになっております。ですので、国といたしましては、低所得者への軽減措置としては、きちんと計らっているという認識でいるというところでございます。

ただ、どうしても生活保護世帯に準じる方ということについては、引き続き今後も軽減措置を行っていきたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

今言われたのは、消費税が10%に上がる、その措置だと理解はしますが、その面についていえば、今言われましたように、第1段階では月額2,700円が1,800円に下がる。第2段階では4,200円が2,700円に下がると思っております。第3段階では5,400円が4,200円に、第1段階で900円、年額にしまして10,800円、第2段階では月額で1,500円下がると、年額にし

まして18千円、第3段階では月額で1,200円、年額では14,400円下がるものと理解をしております。

消費税というのは、国のほうで1%上がると大体税収は2兆円と言われております。つまり、4兆円の税収が見込まれているわけですが、この消費税が1%上がると、一家族、標準的な家族として一家4人、お父さん、お母さん、子どもたち、標準的な家庭として1%上がると年間34千円の負担増となるとと言われております。つまり、2%上がるわけですから68千円の負担増になる。そうなると、年額18千円下がっても、これが下がったのかということ、そうはならないんじゃないか。4人家族ですから、1人に割ると負担増は年額17千円になります。ただ、これは一家4人、子どもたちも入れてですから、高齢者世帯になれば1人当たり17千円で終わるのかなという心配もあります。ですから、10,800円下がっても負担増、18千円下がっても負担増になる可能性は十分あるわけです。

ですから、こういう国の施策があるにしても、やっぱり行政、いわゆる自治体として考えていく必要があるんじゃないか。現に先ほど、近隣でいえば大牟田市、久留米市、それぞれ生活保護世帯の約130%以内ぐらいまでは減免制度を設けているわけですから、やはりそこら辺をどう考えるか。そして、部長も言われたように非常に厳しいものがあると、格差を感じると、それについては検討してまいりたいということでしたので、部長にお伺いしますが、どのような検討をされましたか。

○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、低所得高齢者の問題、これは年金収入も限られておりますし、介護保険料が上がっていくなど大変重要な課題だと認識しております。

答弁の中にもありましたように、八女市は減免基準は設けております。また、先ほどからも述べられていますが、消費税増税による対応ということではございますけれども、保険料の軽減強化として、平成31年に拡充、平成32年に完全実施、予定ということではございますが、この軽減状況なども見ながら今後は検証していきたいと思っておりますし、また、高齢者の方が安心して生活していただけるように、それぞれの状況に応じて丁寧に相談をお受けして対応してまいりたいと考えております。

介護保険も含めたところですが、高齢者の対策として総合的にほかの分野も取り組む必要があると考えております。私どもも関係課とか関係機関とも連携をとりながら、あらゆる方面から高齢者の方の支援について、お一人お一人の状況を把握しながら今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○24番（松崎辰義君）

総合的にと言われますけれども、先ほど来、私たちのアンケートのことも言いましたが、やはり負担の重たいものとして一番挙げられるのが介護保険料なんですね。私たちのアンケートによりますと五十数%でした。ですから、そこに負担軽減を求めているわけです。総合的にと、さっきも言われましたけれども、要求は介護保険の負担軽減なんです。このことを考えてほしいと私は言っているわけです。

もう一つ数字を言いますと、2%上がれば1人当たり17千円の負担増と先ほど言いました。介護保険者7,429名、この負担増をしますと126,293千円の増ということになるわけですね。この世帯といいますか、こういう人たちの負担増を考えると。そして、さきに、去年の3月だったと思いますが、これが実施されれば95,000千円の保険料の収入減になると言われました。差し引き31,293千円、結局は介護保険料を払っている方の負担増になってくるわけなんです。ですから、ここに対してどういう手当てをするのか。現に、何度も言いますが、近隣の久留米、大牟田でやられている。筑後はやられていませんけれども、わずかではあります。が保険料が安い。こういう状況を考えたときに、八女市として対策は考えないのかということをお願いするわけですね。

簡単に、わかりました、やりますということでないだろうけれども、これは私も何度も言ってきたことなんです。ですから、その部分を少しでも前進させよう、そういう気構えが必要ではないかと。何度も言いましたけれども、子育て支援というのは、私は随分進んできたと思っております。これで十分だとは思っておりませんけれども。しかし、高齢者の要求に対しての部分というのは一向に進まない。ここを何とかしなくちゃいけないんじゃないかと思うから何度も質問をしているわけです。これについて市長はどのようにお考えなのか、お願いします。

○市長（三田村統之君）

私も詳細にわたっては、形成的な問題も含めてまだ十分把握できていない部分もあるかと思えます。

また、全然検討しないというのではないと思えますけれども、まだ具体的に担当部局から検討する内容についての意見、あるいは具申があつておりませんので、全国的な状況を見ながら、今、大牟田、久留米が実施しているということはよく存じております。さまざまな角度で、できれば早い機会に、どういう形で協力ができるのか、支援ができるのか、これもまた他の高齢者対策事業との関連もございますので、十分検討はさせていただきたいと思えます。

○24番（松崎辰義君）

十分検討していただくということですので、総合的にと言われましたけれども、要は、一番大事なことは住民が何を望んでいるか、それにどう応えていくのか、これが行政のあり方

だろうと思いますので、先ほど来言いますように、今、一番要求が多いのは保険料の減免です。あわせて、利用料、これもやはり利用料ごとに負担があるわけですから、本当は幾つか受けたいけれども、そこまでできない、1つは我慢しなくちゃいけない、そういう状況も生まれていると聞いておりますので、そういう部分も十分考えながら検討していただくことを強く要望して、次に行きたいと思います。

次に、ごみ出しの問題ですけれども、これは本当になかなか難しいなど。私も環境課長とも、また介護長寿課長ともお話しして、なかなか簡単にいかないなどは思うんですが、制度だけではなくて、本当にその要求に基づいてどうするのかというところが非常に大事なんだなというのを改めて思っているところです。

環境課に行って、こういうチラシをいただきました。（資料を示す）これは、コミュニティ八女に出された、シルバー人材センターが子育て・福祉・家事援助サービスというものをやっていますよということを出されたところだそうですが、これに対して何の反応もなかった、ニーズがなかったという話も聞いております。1つは、やっぱりまだまだPR不足だろうと思っております。そういう部分をどうやっていくか。

また、地域ケアサポート、こういうところでもやっていますよと言いますが、やっぱり高齢者の方から聞くと、どこに相談していいかわからないというのが現状なんですね。ですから、そこら辺をどうケアしていくのか、本当にどう救っていくのかというのが一つの課題だろうと思いますけれども、今度どのようにお考えなのか、その点をお伺いいたします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

現在、高齢者の独居世帯とか、あるいは高齢者のみの世帯、直近でいいますと8,034世帯ほどございます。今後もまだ増加していく傾向にあるんですが、それに基づきまして、やはり高齢者の不安要因というのはどうしても多様化していくんじゃないかと思っているところです。

現在、各生活圏域に地域包括支援センターを配置いたしております。そこにはさまざまな御相談を寄せられているところがございますが、もちろん、ごみ出しという限定された御相談はございませんけれども、その他、日常生活全般がなかなか厳しくなったという御相談の中で、あわせて解決をさせていただいています。

現在、公的な支援ということで、生活支援ヘルパー派遣制度、あるいは介護保険での認定を受けてある方については、介護保険の訪問介護等で解決をさせていただいているところがございますけれども、先ほど申し上げましたように、不安要因が今後多様化していくことも想定されるということで、今、それぞれの生活圏域のケア会議を立ち上げて、それぞれの地域ごとに課題を抽出して、解決に導くためにはどうしたらいいかということ協賛する組織

を設けているところでございます。その中で、できたら自分たちの地域でできること、そして、行政がすべきことというのをきちんと整理しながら、できるだけ地域力を生かしながら、今後もそういう高齢者施策、地域での見守り、支え合い体制というのを充実させていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

今言われたことは大事なことだと思います。地域力、こういうものも十分活用しながら、本当に周りが助け合って、その地域をつくっていく、地域の自治力を高めていくというのは大事なことだと思っておりますけれども、ひとり暮らしでなかなか近所の人に頼めなかったり、そういったいろんな例があるから、こういう制度といいますか、ところも必要だと私は思うわけです。私が聞いたお方も、なかなか近所に頼めないと、市で何かそういう方法があればいいけれどもということから、私も実際に調べ始めてそういう制度があることも知りましたし、それだけではなかなかいけないということもわかってきたところです。

やはりこのごみ出し等の支援というのは、例えば、今、地域包括支援センターの話もされましたけれども、地域で見守りを含めて、民生委員さんたちに、こういうこともやっていますので何かありましたらという部分と、シルバー人材センターが今後どうされるかわかりませんが、こういうPRというものをもう少し徹底してやらないと、なかなか市民に入っていないのが現状ではないかなと思いますが、その点どのようにお考えなのか、お願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、それぞれの高齢者に現在の八女市の取り組みがきちんと届いているかどうかということについては、今後もきちんと整理をしていく必要があると思います。

ですので、現在、民生児童委員さんと連携をとりながら独居高齢者の見守り等もお願いしているところでございますけれども、あわせて広報、あるいはホームページ、さらには支援センターの地域力を生かしながら、今後、普及活動に努めてまいりたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

私はいろいろお話を聞いたり、また行政のほうからお話を聞く中で一番感じたのは、やっぱりまだまだ住民に届いていないと、要はPR不足だろうと思いますので、その点、十分力を入れて、こんなこともやっていますよということで遠慮なく言ってくださいということを十分知らせていったら、もっとニーズは出てくるんだろうと思いますので、その点、十分PRをしていただくよう強く要望しておきたいと思います。

次に、コミュニティ・スクール事業についてでありますけれども、さっき答弁の中で、今度、新たにまた4校を予定しているということでした。

私が一番思うのは——その前に、教育委員会の御協力もありまして、私たち、ことし2月に水巻町のほうに視察といいますか、研修に行っていました。そのとき感じたのが、実はこれなんですね。（資料を示す）「みんなで育てよう水巻の子ども」推進コンセプト、教育長が先頭に立って、いわゆる役職、いろんな肩書も取り払って、地域の方々と一緒になって話し合いをされると言われました。

ここに、ちょっと読ませていただきますけれども、「みんなで育てよう水巻の子ども」推進コンセプト、1. 水巻町内に「みんなで育てよう水巻の子ども」の教育風土をつくり、水巻型コミュニティ・スクールを築く。2. 最初にプロである「学校」「行政」が推進の姿勢を示し、「家庭」と一緒に推進、そして、最後にその隙間を「地域」にお願い。3. 子どもたちにつける力は「自立力」「協働力」「健康力」「規範力」4. 「みんなで育てよう水巻の子ども」の推進方法はということで3つ掲げてあります。(1)みんなで熟議、みんなが本音で語ろうと。(2)当事者意識、これならできると、I DO!宣言運動。3番目に、見える化による取り組み、みんなで宣言をしよう。

私も今度、コミュニティ・スクール事業をぜひ地元の三河で立ち上げたいということいろいろお話を聞いて、協力もいただいたところです。やっぱりちょっと衝撃だったのは、町全体でこれだけ推進のために、また、行ったらのぼり旗がいっぱいあるわけです、「みんなで育てよう水巻の子ども」と。町挙げて取り組みがなされている。

八女市と違うのは、これがなかなか八女市の場合、今まで私自身も見えなかった。多分、そういう考えもあって、そういうふうに進められているという思いというのは伝わってきますけれども、これが全体的にこんなことを進めようとしているんだという推進コンセプト、こういうものがやはり八女市に今後、進めるに当たって、みんながそういう意識を持つために必要なのではないかなと思うわけですが、この部分、まず教育長はどのようにお考えか、お願いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

八女市は、このコミュニティ・スクールも随分前から言われていることで、県内では春日等が先進的に取り組んでおりまして、そこに視察に来られた方々、たくさんいらっしゃいます。その規約といいますか、それをベースにして八女市もつくらせていただきました。春日とか、今おっしゃられた町と八女市が若干違うのは、やはり旧中山間地ですね、旧町村、これと旧八女市内、ここにはやはり随分の違いがあります。2年前にもどうやって進めていこうかという話をしました。そのときに、例えば旧町村ですね、そこはわざわざこういった

コミュニティ・スクールというものを立ち上げなくても、もう既にその形ができているんだということがありまして、それで、それぞれのところできやすいところからつくっていきこうと、これはいつでしたかね、地教行法が昨年でしたですかね、変わりました、努力義務になりました。ですので、これからそういった形で、八女市の場合はそれぞれのところから順につくっていききたいなと考えているところです。

議員おっしゃるように、いい地域にはいい学校がありますし、いい学校はいい地域をつくるんだらうと思います。それと、コミュニティ・スクールというのは、実はこれは会議体です。今まではそのコミュニティ・スクールの中に、いわゆる実働体の部分、学校支援の部分が入ってございましたけれども、これから社会教育法も変わりました、こっちが別働体になりました、地域学校協働活動という形で。これを両輪として、会議体と実働体というところで一緒に入れていきたいなと考えているところです。

○24番（松崎辰義君）

言われていることはよくわかります。実質、その地域でどうつくっていくかですから、それはそれぞれにあってしかるべきだと思いますし、そこまで行政がいろいろ口を出すべきところではないのだらうとは思っておりますが、要は取り組む姿勢の問題なんです。みんなに見えるように、こういうふうに頑張らましようという、ここは小さなまちですけども、八女市としても教育にかける意気込みは一緒ですから、そこにどういうコンセプトを持ってくるか、一緒に頑張らうと、そういう中で、それぞれが独立して自分たちのニーズに合った、自分たちの地域に合ったコミュニティ・スクール事業をつくるんだと思いますので、まずはやっぱりそこを教育委員会としても全面的に打ち出しながら、それぞれに働きかけをしていただきたいと思うものですから御紹介をさせていただきました。ぜひそういう部分も私は考えていただきたいと思っております。

それから、具体的にいきますと、これから新しく4つの学校で行われるようになります。新しく4つが立ち上げられる。そういう中で、やっぱりこれをつかさどるといいますか、いろいろ支援をしてくれるコーディネーター、そういうものの存在というのが、水巻町にコーディネーターという方がおられたので、ああ、こういう人たちがいるんだと、ボランティアでやっているということでしたけれども、そういう人たちの養成とか、それから、それぞれのコミュニティ・スクール事業同士の交流とか、例えば、わかりやすくちょっと名前も出しますけれども、三河小学校が立ち上げた、上妻小学校にはもともとあります。じゃ、南中としてという部分ですね。やっぱりそういうことも十分頭に入れながら今後進めていく必要があるんだらうと私は思ったもんですから、今後の進め方というのを具体的にどのように考えておられるのか。それから、どういうところに力を入れていこうとされているのか。平成32年度には8つの学校でできるわけですから、交流もできるだらうし、いろんなことが考えら

れると思うので、その部分はどのように考えておられるのか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

まず、コミュニティ・スクールにつきましては、皆様からさまざまな立場で御支援いただきまして、まことにありがとうございます。現在、答弁ございましたように3校で実施をやって、三河小学校で準備をさせていただいております。これを新年度は準備を含めて8校にふやしていきたいと考えているところでございます。

その背景といいますか、情勢的には教育長から答弁ございましたように、これまでのコミュニティ・スクール制度に加えて、社会教育の分野から地域学校協働活動という仕組みを国のほうが創設していると。これにつきましては社会教育課所管でございますが、八女市についても取り組みをさせていただくということになっておりまして、現在その取り組みをやっているのが、コミュニティ・スクールを行っている校区で取り組みを行っていただいております。これが3地区でございます。これを新たに6地区に広げることでコミュニティ・スクールを含む地域の枠組みができるであろうと。コミュニティ・スクールの学校内の組織を設置させていくという流れが、先ほど教育長答弁、車の両輪という発言がございましたけれども、まさにそういう推進方法が必要であろうと考えているところでございます。

それから、コーディネーター的な立場といたしましては、現在、私どもの指導主事が担当しておりますので、その指導主事のほういろんな対応をしていますし、アドバイスもできますし、場合によっては地域に出かけるということも対応しておりますので、そういうことで取り組みをさせていただきたいということ。

それから、情報発信、全体化という考え方ですけれども、これまで準備中の4校も含めて実践の蓄積をさせていただいておりますので、そういうものを出し合っていて、それを取りまとめるという組織を新年度には取りかかりをしていって、情報発信をしていきたいと学校教育課としては考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

今言われたように、具体的に少しずつ考えておられるということはわかりますが、1つちょっと気になったのがコーディネーターですけれども、今、多分お一人だと思います。これが何校にもふえていった場合、本当に1人で足りるのか。それから、平成33年に6割以上、最終的には全体に広げようということでしょうから、そういったものに興味のある方、若い方、1つはやっぱり同じ子育て世代の方、そういった人たちのボランティア、水巻でも私はボランティアですとはっきり言われましたけれども、その方もちょっと子育てが終わったぐらいの方だったと理解しておりますけれども、やっぱり同世代のいろんなそういった話し合

える部分と指導的な部分、そして、さらにはそういう部分で、水巻でもそう言われましたが、県のほうとか、いろんな方から講演といいますか、学習をさせていただく、実際に私たちが立花のこの庁舎の下に、あれは宮崎の先生だったと思いますが、講演を聞くことができました。

やっぱり我々もそうですけれども、初めてやっているものですから、手探りで本当にわからないというのが現実なんですね。そういう中で、コーディネーターの方の存在というのは非常に大きいものがあると思うし、そういう経験の中でいろんなことを教えていただくというのは大事なことだと思います。ですから、今後、先々に行けば、私は今の一人体制がいかかなものかと。それと、やっぱり同世代の一緒に考える人たち、そういうものをつくっていく必要性がありはしないかと思うからそういうものを言っているんですが、その点についてはいかがですか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

先ほど申しましたように、現在、私どもの指導主事のほうが担当でやっているところでございますけれども、先ほど申しました地域学校協働活動事業につきましては、新年度から社会教育課のほうで社会教育主事の任用を計画されておりますので、当然、先ほども申した車の両輪という意味では、その社会教育主事と私どもの指導主事が連携をとって、きちんと地域と向き合っていくことが必要であろうということで、ここについては強化ができるものではないかと考えております。

それから、地域学校協働活動につきましては、地域とその学校をつなぐ役のコーディネーターというものを任命させていただくこととなりますので、その方々のネットワークも大事であろうと思っております。そういう形で連携、ネットワーク構築に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ぜひそういう立場で、やっぱり非常にネットワークは大事な部分だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学習支援ですけれども、学習支援については非常に大変な状況もあると思ひしております。寺子屋事業については、川崎小学校、上陽北浜学園、矢部小学校、星野小学校の4校、何で4校なのかと聞きましたら、全学校にお願いをしたけれども、手が挙げたのが4校だったということですから、その後、周知徹底に努めてまいりますという答弁でしたけれども、その後、どういう取り組みをされているのか、お願ひします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

私どもが取り組んでいます寺子屋事業につきましての推進でございますけれども、新年度に向けまして、また校長会のほうで新たに新年度の事業について依頼等をさせていただいているところでございます。結果としては、同じ学校ということで新年度も臨むということでございますが、ただ一方で、議員がおっしゃいます貧困対策につきましては、国の福祉部局でございますけれども、国の制度がございまして、その事業を星野小学校の寺子屋事業と内容的にマッチングができるということで、そういう事業を活用させていただいて対象を広げる、または地域の指導者の確保につなげていくことで、そういう段階でそういう事業を連携させるという取り組みは新たに進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

これに取り組む上で一番問題なのは、指導してくれる方々の問題だろうと思うわけですね。寺子屋事業、前に聞いたときには退職教員の方々にお願いをしているということでした。実際にそこが中心になってくれないと、なかなか厳しいものがあるだろうと思っております。子ども食堂しかりですね、土曜クラブをやっておられますが、退職教員の先生が中心になってやっておられます。

今後、やっぱりコミュニティ・スクール事業、それから子ども食堂、そして寺子屋事業、いろんな場面でこの学習支援というのは、先ほど言いましたように子どもの貧困対策として重要なところだろうと思うわけです。ですから、これをどう確立していくか。これはやはり退職教員の方というのは、一番御存じなのは教育委員会だと思いますので、ここら辺の協力といいますか、推進体制を持っておかないと、じゃ、福祉課でマッチングでやるからとか、社会教育でといっても、なかなか地域でそういう方々を見出すというのは難しいのかなと。もちろん、退職教員の会がありますから、そこに行けばどういふ方々が地域におられるかというのはわかると思いますが、個人情報も教えてもらえるかどうかは別として、そういうことでやれないことはないんですけども、やっぱり教育委員会の大きな力が要るんじゃないかと思っておりますが、その点どのようにお考えか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

私どもといたしましても、子ども食堂等の学習支援については大変ありがたく思っているところでございます。そこに御指導いただいておりますOBの方々についても承知しておるところでございますので、そういうOBの方々の、さっきも言いましたように、人材的なつながりといいますか、その部分について私どもも注視していくべきだろうと考えております。ただ一方で、ちょっと話は基本的なことなんですけど、学校教育課としては、まず、学校の

中の学習支援といますか、そこでの学校への指導の強化といますか、そういう部分にまずは取り組むべきであろうと思っております、学校によりましては部活動の休養日を設けて、そこで1こま、希望者を募って学習支援をしているという学校もございます。

それから、先ほどお話をいただきましたコミュニティ・スクールにつきましては、地域のボランティアの方を登録いただいて、その方に朝の丸つけのボランティアをいただいて学習支援をしていただくということで、そういう中に、やはり教職のそういう指導ができる方を発掘していただきながら、そういう学習支援の道を探ればと思っているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ぜひそういうことで子どもたちの学習支援が本当に少しでも、1歩でも2歩でも前に進むように努力をお願いしたいと思います。

それから、学校給食です。もう何度も質問をしておりますが、なかなか厳しいなと思いつつも再度質問をさせていただきます。

まず、学校給食費、小学校、中学校それぞれ月額幾らなのか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

学校給食費は現在、小学校で月額4,300円、中学校で月額5千円でございます。

○24番（松崎辰義君）

これの、多分お聞きしたところで11カ月ということですよ。ですから、年間にすれば給食費が47,300円、中学校になると55千円ということですがけれども、いろいろお聞きしますと、保護者の方々は給食費がやっぱり厳しいと、何とかならないかという話がいろんなところ出てきます。いろいろ調べてみますと、学校に行つて子どもたちにかかる費用の中で一番負担が大きいのが給食費なんですね。ですから、ここをどうするのか。先ほど来ずっと言っていますように、子どもの貧困対策として考える必要があるんじゃないか。

前の質問のときに、76自治体が無償化を行っている。これの取り組みとしては、やはり人口流出、そういう部分の歯どめ策、それから子どもの貧困対策、いろんな要素はありますけれども、やはり人口流出という部分は大きな部分、これは八女市も例外ではないと思っております。八女も人口は徐々に減ってきているわけですから、そういう部分の対策の一環でもできるんじゃないか。

それから、一部無償化、一部補助というのが現在424自治体で行われております。24.4%と言われておりますが、かなり上がってきたんじゃないかと。3割弱、約25%近くがやっているわけですから、こういう方向性が今出ている中で、やはり今後の八女市、そして貧困対

策を考えたときに、もちろん今後も検討していきますということでしたので、検討されていると思っておりますが、学校給食のこういう問題はどのように検討されてきたのか、お伺いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

前回の議会におきまして、第2子、第3子等の軽減について数字的なものでお示しさせていただいておりますけれども、考え方の出発点といたしましては、教育長の答弁にありましたように、基本的には学校給食の実施に当たる経費、施設設備等について、私ども行政のほうで負担をして、材料費等につきましては児童の保護者の負担をお願いをしているということ、それプラスアルファの定住対策でありますとか子育て支援というところではございましたのが、現段階の施策の中で優先順位をつけざるを得ない状況におきましては、現段階におきましては、学校教育課としては学校給食の無料化には行き着いていないというところでございます。

他自治体の例で、例えば、その一部分にでも無償化等に踏み込んで、結果的にその事業効果と事務量等のバランスを考慮した結果、その後、撤回をされたという事例もあるようですので、その辺については事業として実施するには慎重な検討が必要であろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

年々子どもの数も減っておりますけれども、やっぱり子どもを安心して生み育てられる、そういう八女市をつくっていただきたい。そういう中で、給食費の問題、大きな課題だろうとは思いますが、そういう立場で、それから子どもの貧困対策の一環としても、ぜひ検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

それとあわせて、もう一つ、学校給食を考えるとときに徴収の問題、それで以前、公会計の問題を言いました。滞納はないということですが、国の方針としても、やっぱりそういうものがきちんと位置づけられております。これはもう認識はあるということでしたので、給食費の徴収管理は、学校の働き方改革で学校以外が担うべき業務と位置づけされていると言われております。文科省では、自治体による公会計化を促す方針を示している。

そのところで、これは千葉市の例なんですけれども、公会計を導入する中で、給食費を市の予算とすることで会計のより一層の公正、透明性を確保し厳正な徴収管理を行うこと、それから、学校ごとの徴収状況に影響されることなく質の高い給食を提供すること、保護者の口座振替手数料の負担がなくなることや手続の負担軽減を図ること、わずかではありましようけれども手数料が要ると。小学校から中学校までいけば9年間、その手数料を払うという

ことになる。千葉市ではこう書いていると。こういう方向性も一定進んできている部分ですので、答弁は要りませんが、ぜひそういうことも今後、検討課題としてやっていただくことを要望しておきます。

最後に、うすま・ふぁーむばーくの悪臭ですけれども、先ほど市長の答弁がありましたように、許可が7月31日におりております。このときに許可の条件をつけさせていただいたということでいただきましたけれども、また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定を遵守するとともに、同法に定める基準を超過した場合は、適切な措置を講じることというのが新たにつけ加えられております。これは具体的にどうなるのか、お願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃる条件につきましては、本来もともと悪臭防止法の規定にありますが、御案内のとおり廃掃法の中にも悪臭防止をすることという条件がございますので、それを条件の中に入れられたということでございます。

したがって、悪臭防止法の規定に基づく数値が超過でありますとか、違反行為ということになれば、要は廃掃法の条件の違反にもなるということによって二重の網がかかったと御理解いただけたらと思っております。

○24番（松崎辰義君）

時間がありませんので、二重の網がかかって今までと具体的にどこがどう変わるのか、お願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

要点だけ申し上げますと、悪臭防止法の運用権限につきましては御存じのとおり市でございます。他方、廃掃法については県ということでございますが、廃掃法の強化権限の中に入れられたということになりますと、当然のことながら、それに基づく指導でありましたり規制を県のほうとしてもやっていくということになりますので、今まで以上に連携をとって、あるいは県としての対応が出てくるということによって期待をしているところでございます。

○24番（松崎辰義君）

許認可権を県が持っております。そこにかかわって非常に厳しくなると、いわゆる操業停止等々も視野に入ってくるのかなと私は思うわけですが、その点いかがですか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

廃掃法の運用については最終的には県の権限でございますので、その中で最終的には今おっしゃるような処分行為については判断をされるものと思います。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

いろんな問題はあるかと思いますが、市民の安全・安心のために本当に長年苦勞されてきた地域の方たちのためにも、県と連携しながらしっかり管理をしていただきますよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後0時32分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。お昼から第1番目でございます。通告どおり3点ほど質問しております。

1つ、地方再生に対する八女市の考えは、今後八女市として人口減少に対する対策は考えているのか。また、訪日外国人観光客（インバウンド）の受け入れ体制はということで、4点ほど聞いてまいります。

次に2番目、八女市の教育、文化についてであります。6点ほど聞いております。

次に、ペット霊園条例について。ペット霊園についてその後どうなったのか、また、市として今後同様の問題が生じたときどう対処するのか。条例の必要性についての考えはということで聞いてまいります。

詳細については質問席より聞きますので、わかりやすい言葉で簡潔にお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地方再生に対する八女市の考えは、今後八女市として人口減少に対する対策は考えているのか。また、訪日外国人観光客（インバウンド）の受け入れ体制はという御質問でございます。

まず、T型集落点検の検証はされたのかということでございます。

T型集落点検は、白木地区地域振興会議が事業主体となり、いわゆる限界集落対策として国の補助事業を活用して、熊本大学の地域社会学研究室とともに実施されたものです。中山間地域の集落における学術調査として大変貴重なものでありますが、市は直接の事業主体で

はありませんので、市としての検証は実施しておりません。

次に、調査区域の現在の人口構成ピラミッドについてでございます。

調査地区の1月31日時点での人口構成ピラミッドについては、掲載している資料のとおりでございます。

次に、関係人口とはという御質問でございます。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる者を指す言葉として総務省が定義したものであります。

地方におけるこれからの地域づくりの担い手としては、従来からの地域住民だけでなく、移住者や地域外の人材等を含め、地域内外の担い手を広くつなぎとめ、この関係人口と呼ばれる人々を活用していくことが重要になってまいります。

次に、1次産業従事者の今後の見通し、従事者をふやすための施策について八女市の考えはという御質問でございます。

八女市の基幹産業である農業における高齢化や人口減少による農業後継者不足は、喫緊の課題であると認識をしております。平成27年の国勢調査におきましても、農業就業者数は6,310人となっており、10年前の平成17年から約2,000人の減少となっております。

このような情勢の中、農業後継者育成のための対策といたしまして、農家の後継者の就農意欲を高めるよう、農業経営の高収益化、合理化、省力化などに資する事業を行う農業者に対し、各種補助事業を活用して支援を行っております。

また、将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の新規就農者に対する支援事業に加え、八女市独自の事業を拡充し、市内の農家後継者の定着を図るとともに、市外からのU I ターンによる新規就農者の受け入れを進めております。平成24年度の事業開始から制度を活用した新規就農者は85人、うち24人は市外からのU I ターン者となっております。今後は第三者継承も視野に入れ、取り組みを進めてまいります。

次に、林業につきましては平成17年から徐々に増加しており、平成27年国勢調査では就業者数が192人となっております。しかしながら、就業者率は0.6%と低い割合であり、今後、森林・林業を担う人材の育成と確保が課題となっております。

八女市では、これまで進めてきた森林の担い手対策事業や各事業体における緑の雇用事業などをさらに進め、新規従業者の育成と確保に努めてまいります。また、関係機関と連携のもと、国や県の森林環境税や各種補助事業も活用し、林業機械などの導入促進や森林整備等に対する支援などに積極的に取り組むことで、事業量の安定確保や収益性を向上させることにより林業者並びに林業事業体の経営基盤の強化を図り、林業全体の担い手確保に努めてまいります。

次に、八女市のインバウンド数は、今後受け入れる場合の駐車場の確保はどうするのかと

いう御質問でございます。

八女市に来られている外国人観光客につきましては、正確に把握することができません。しかし、八女市内に宿泊する外国人と観光案内所を訪れる外国人観光客の数につきましては、昨年から調査をいたしております。

今後受け入れる場合の駐車場の確保については、現在、外国人観光客を受け入れるための駐車場の問題は発生していませんので、今のところ考えておりません。

次に、八女市の教育、文化につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先にペット霊園条例について御答弁申し上げます。

ペット霊園条例についてでございます。

ペット霊園についてその後どうなったのか、また、市として今後同様の問題が生じたときどう対処するのか、条例の必要性についての考えはという御質問でございます。

立花町の飛形山中に計画されていたペット霊園については、現状から判断して計画は中止されていると推察されます。

条例化については、平成28年12月議会でも答弁いたしましたとおり、条例で設置規制を行うことは土地利用にかかわる私権を制限することになるため、合法的かつ合理的根拠に基づく必要があります。生活環境保全上、著しく支障を来す可能性がある場合などに限られると考えております。ペット霊園事業の規制に関する条例の制定については、国や他の自治体の動向も踏まえつつ、さまざまな観点から慎重に判断する必要があります。現段階では条例化は予定しておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

2、八女市の教育、文化について。

まず、八女市では、いじめ調査アンケートは行われているのかとのお尋ねでございます。

八女市立の各学校におきましては、八女市いじめ防止基本方針に基づき、毎月1回をめぐりにいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めております。

次に、千葉県野田市の事件と同様のことが八女市で起きたときの対応はとのお尋ねでございます。

千葉県野田市の小学4年生の死亡事件につきましては、大変痛ましく、絶対にあってはならない事件であると、そう認識しております。

八女市におきましては、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、子どもたちの命を守ることを最優先に、子どもたちの実態に応じて市、学校、児童相談所等の関係機関が連携しながら児童虐待の防止等に取り組んでおります。

次に、中教審の公立校教員の働き方改革の方策について。

まず、タイムカードによる勤務時間の把握は行われているのかとのお尋ねでございます。

現在、八女市立の各学校におきましては、タイムカードによる勤務時間の把握は行っておりません。新年度に向け、教職員の働き方改革の取り組みの一環として教職員の勤務期間の適正な把握について取り組んでいきたいと考えております。

次に、家庭や地域社会との連携について考えはとのお尋ねです。

家庭や地域との連携につきましては、平成29年12月に文部科学省により示された学校における働き方改革に関する緊急対策において、各学校が地域、保護者との連携を一層強化するためコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上を掲げられており、八女市においても取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、請願可決後、「めぐみ」のビデオはどのように利用されたか。今後の利用についてはとのお尋ねでございます。

拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用につきましては、昨年12月、小学校高学年及び中学校での活用が進みますように、人権学習指導資料の追加資料に「めぐみ」活用指導資料を加えました。この追加の指導資料集は同月の定例校長会において配付し、来年度からの積極的な活用を依頼しているところです。

次に、小学校の音楽の教員は確保できているのか、熊本県の教員採用試験において実技免除されると聞くが、このことに対する教育長の考えはとのお尋ねです。

小学校におきましては、学級担任制により全教科、全領域を指導しております。そのため、小学校教員の採用に当たっては音楽の指導ができることを条件として能力の実証が求められており、その意味において音楽の教員については確保されております。

採用試験における実技につきましては、選抜方式をとっている現状では、小学校教員としての資質を確かめ、有能な教員を確保するためにも有用であると考えております。

次に、八女市の文化行政に対する対応はおこなわれているのではないかと。八女市の偉人・文化人のリストについて、例えば、大伴部博麻、高山畏齋、高山道之とはどのような人物かとお尋ねでございます。

本市は、岩戸山歴史文化交流館を初め、田崎廣助美術館、学びの館等、数多くの文化施設を有しており、文化行政として伝統文化、文化財保護、芸術活動等、多岐にわたって対応しております。特に、3人の文化勲章受章者と3人の直木賞受賞作家を輩出している本市は、文化面で全国に誇れる自治体であり、今後も精力的に文化行政を展開してまいります。

また、八女市の偉人・文化人についても情報収集に努めており、大伴部博麻、高山畏齋については既に八女ふるさと学において監修しています。高山道之については、若山牧水に師事し、高弟として数えられた八女市津江出身の歌人であり、今後も継続して顕彰していき

い文化人の一人です。

次に、八女市が所蔵する八女市出身画家の絵画等のリストは作成されているのかのお尋ねです。

本市が所蔵する絵画等については、八女市出身画家に限らず整備をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

まず、T型集落点検についてお聞きします。

ここに資料をいただいておりますのは全員に配付してあると思います。

T型集落点検とは、熊本大学の徳野貞雄名誉教授によって考案された手法で、家族や集落の現状を踏まえ、これからどのような状況を迎えることになるかを予測し、把握するために有効とされる手法です。

T型とは、父親、母親を水平に書き、その下に子どもを書くとTの形になることから来たもので、また、その子どもが結婚していれば同じようにT型の家系図を図式化されていきます。

当時の取り組みの目的としては、調査地区の全世帯の家系図をつくり、高齢者のみ世帯等、緊急時の見守りが必要な世帯を守るために、振興会議としてどういう取り組みをする必要があるのかを見つけ出すためのものでしたとなっております。

回答いただきましたのが、市は直接の事業主体ではありませんので、市としての検証は実施しておりませんという回答でございましたけれども、徳野教授の書かれた「家族・集落・女性の底力」の18ページ、ここに、T型集落点検の具体的実証として、福岡県八女市立花町白木地区の事例で報告したいと。本来、都市近郊中山間地とも言える白木地区で、白木振興協議会の役員や、その次に、八女市役所の地域振興課の担当が、「白木は人口減少と少子・高齢化が進み、限界集落化しつつある。非常に憂慮しているので、その対策を調査してほしい」と我々に依頼してきた。と書いております。振興会議の役員だけじゃなくて、ここに書いてあるのは、ちゃんと八女市役所の地域振興課の担当がと書いてありますけど、これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○立花支所長（中島 強君）

御答弁申し上げます。

最初に市長が答弁しましたとおりに、事業主体ではございませんというのも事実でございますし、その本に書いてあるもの、例えば、先生のほうで書かれた書物等を私も拝見させていただきました。それでその中で、地域振興課の職員及び振興会議の人が依頼に来たという文言もありますし、例えば、T型集落についても、市の職員から協力してもらいましたという文面を書かれているものもございます。ただ、事実として私が把握しているところでいき

ますと、市の職員が行ったという事実も、その当初、地域振興課という課はその当時ございませんでしたので、何かを勘違いしてあるかもしれませんが、そういった市の職員で関係の部署にも全部確認をとりましたが、退職した者も含めて確認をとりましたが、その確認はまずとれませんでした。

それと、T型集落点検に市の職員が協力したということも本に書かれておりました。実態はどうしたものかという、確かに市の職員が関係していないというのは、まさにちょっと誤解があるかもしれませんが、振興会議が国の補助金を使って事業をされましたけれども、せっかくすばらしい先生を呼ぶので、市の職員も勉強のために参加する人は参加していいですよという呼びかけがありました。そのときに、若い職員を中心に市の職員が10名ぐらい参加しました。私もまちづくりには非常に興味がありますので、私もその中の一人として参加をしたところです。

T型集落点検をどういった形でされたかという、大広間の畳で先生が講師となって事業のやり方なりなんなりを推進されて、大学の生徒さんたちがワークショップ等に、班に入っていろいろな点検をされていきました。市の職員はどういった立場かという、隣の板張りの部屋からふすまを全開にして見学をするという形で私たちは参加させていただきましたけれども、先生自体が説明したりワークショップをする中で、ワークショップは生徒さんたちが進めていかれましたので、その時間帯等で先生たちが我々の部屋に来られるんですよ。非常に話が好きな先生なので、私たちに15分ぐらい話をされて、また向こうに行って講義をして、またこっちに15分ぐらい話に来て、また帰られるというパターンでありましたので、私たち市の職員に関して非常に好意を持っておられるというのは多分事実だろうと思っております。ですから、本の中に、ここに書かれているのは悪意で書かれているとは私も判断しておりませんので、好意的に、こういったふうに市の職員に協力してもらったとか、依頼があったという書き方をされておるということで、私の知る限りの事実としては、事業主体でもありませんし、そういった形で参加をさせてもらったということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

これは2月1日付の全国農業新聞です。（資料を示す）これにも同じように徳野先生が載られております。「T型集落点検 農村再生に光」と。近場にいる子どもたちが再び集落の営みに参加と。それは支所長も言われましたように、いろんな収穫祭とかにもお見えになりますと。だから、せっかくこういう本も書いておられるし、地域のことを非常に考えてあるので、検証は実施しておりませんという答えはいただきましたけれども、せっかくおられるので、やっぱり今後そういう方の中に入れて地域が本当に再生するように、創生という創

り生まれるですけれども、もう実際、地区がありますので、わざと再生という言葉を使いませぬけれども、やはりもう一度そういうことをしていく、それは必要なのかなと思ひますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。地域振興課長お願ひします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、徳野先生につきましては、私も著書を何冊か読ませていただいて大変感銘を受けておりますので、今後とも勉強はさせていただきたいと思ひます。

それと、地域の今後ということでございますが、少し具体的に御紹介させていただきたいことがございます。

ことし始まりまして、1月早々、東京からお一組、若い御夫婦が八女に移住に見えました。私どもの移住担当課としては、御相談を受けたり関係先との調整とかということで御支援させていただきましたけれども、こちらに移住していただいて、空き家バンクを御利用いただいて、現在、上陽町にお住まいでございます。そして、御本人がかんきつ農家として自立を目指してありますので、たまたまT型集落点検の検証の対象地でございます白木地区の鹿伏で、今、農業研修に携わっていらっしゃっています。ですから、もちろん移住の施策ということで、100とか1,000とか、お手元のグラフの形を一度に変えることはできませんけれども、このように、例えば、地域の将来でありますとか、御本人の将来がもちろんでございますけれども、市の将来、こういったものをよく考えながら、しっかり移住施策のほうを展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

確かに人口構成ピラミッドということで聞いておりますけれども、なかなか若年層がふえない。当然、今、長寿社会ですので、上のほうはふえていくというふうに、若年層がなかなかふえないかもしれませんけれども、今言われたように、せつかくかんきつ類の仕事をしてみたいという方がおられるんだしたら、当然そうでしょうけれども、よそに行かれないようにぜひ定住して、できれば子どもさんもしていただくように頑張っていたきたいと思ひます。

次に、関係人口ですけれども、これは先ほど答弁にありましたように、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわるものと。地方圏は人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できると。

これは2月7日の西日本新聞、ここに地方とかかわる担い手ということで、関係人口を

テーマに検証が福岡市であっております。これに、八女市で「うなぎの寝床」をされておる白水さん、それに環境社会雑誌「ソトコト」の編集長であります指出さん、この方がしております。実際この白水さんという方は、ショップの売り上げ、要するに、もんぺと言いますとあれですけども、かすりの関係で、これに書いてあるのが、ショップの売り上げは約250,000千円と。五、六割が現代風にデザインし直した久留米緋のもんぺだとなっております。当然、地域振興課長はこの白水さんは御存じだろうと思います。まず、それからお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

はい、存じ上げております。筑後地方の地域のよさ、物品、物産のすばらしさとともに、全国各地に情報発信していただいているということで、大変注目している事業者の方であるということです。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これは2月24日、きのうの西日本新聞。「地域の針路」というところに「「第二村民」里山支える」と。これは旧中津江村です。ここの集落には西ヤス子さんという方しかおられんそうです。84歳と書いてあります。そこに、大阪出身の方で河井昌猛という方が、集落に縁もゆかりもなかったが、田舎暮らしに憧れ、地域おこし協力隊として2012年、村に居を構えたと。ただ、定住した意識はない。月に1週間前後、運送会社を営む大阪へ戻ると。定住ではないけれども、これが本当の関係人口ですかね。

以前もお願いしておるように、地域おこし協力隊の利用ができないのか。実際してあるでしょうけれども、今後より一層そういうのができないかということをお聞きしましたけれども、その後、地域おこし協力隊についてはどのようになっておりますでしょうか、お聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊事業につきましては、来年度の予算で2人の増員をお願いしているところでございます。うち1人は農業の従事者ということで、後継者のいない、後継者を探してあるような農家に入ってきて、農業を実践していく傍ら、地域協力活動ということで御活躍をしていただくという予定でございます。そしてもう一人は、黒木町笠原地区でこの村の整備がございまして、それに関連した木育の事業ということで担当していただく予定で、2人の増員をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これも同じく西日本新聞1月23日（資料を示す）、「消費者と連携 米農家に力」ということで、これは八女市黒木町、小森耕太さん、それと朝倉市黒川地区となっております。この方の市の認識は定住でしょうか、関係人口でしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

関係人口とはという形で、まず1つ御説明をさせていただきたいと思いますが、これまで人口対策を取り組んでいく中で、観光で訪れる方を交流人口、この交流人口から移住や定住を指す定住人口につなげていく、こういった過程によって人口増につなげていきたいという考え方がございました。議員今もおっしゃっていますように、この考えは現在もあるんですけども、この2つの間に位置するのが関係人口というところで私どもは捉えているところでございます。

今、御質問にありました、えがおの森で活動されておられる方だろうと思っておりますけれども、この方が特に関係人口から定住人口につながった例ではないかと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

同じ2月1日、この中に、次のインバウンドにもなりますけれども、来年4,000万人の目標を達成と。地域が協力した体制づくりが不可欠ということになっております。これは民宿となっておりますけれども、インバウンドですけれども、そういう数字がないということで先ほど回答をいただきましたが、インバウンド客についての数字が実際本当はないのか、なぜそういう統計はとっていないのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○観光振興課長（井上啓時君）

お答えいたします。

訪日外国人の観光客につきまして、八女市に何人ぐらい来てあるかということだろうと思えますけど、入国する際パスポート等で当然審査がございますので、この方がどこの国の人でどういう方だということはその時点で把握ができます。

ただ、その入国された方が今度はいろいろな、例えば、東京、京都、それで九州に入ってきて八女市に入ってきてもらっても、それは把握することはできません。それで、今、八女市にどれぐらいのインバウンドの方が入ってきてあるかというのを、宿泊に関しては、その宿泊所、この方はインバウンドだということがわかりますので、昨年でいうと八女市内の宿泊施設に泊まれた方が508名ということで出ております。それとあと、観光案内所に来られた方も、実際窓口で話してみても初めてインバウンドの方ということがわかります。特にアジ

ア系の方は話さんとなかなか、見た感じでは外国の方というのはわかりませんので、観光案内所を訪れる外国人は、そうやって対応してからインバウンドの方ということで調査しておりますけど、それが昨年で把握できておる範囲で175名という状況です。

それで、黒木の大藤のときに非常にインバウンドの方が来られるということですが、大体約1割以上がインバウンドの方ということを聞いております。これはどうやって把握しておるかという、大型観光バスで来られる場合、ほとんどがツアーで来られますので、そのバスの数で、10台に1台以上はインバウンドの方が来られるということで1割から2割ぐらいの方が来られているだろうという、あくまでもそういう結果でしか把握できないのが現状でございます。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

やはり今、国会でも問題になっておりますように、統計というのは過去、現在、未来というふうで非常に必要だろうと思います。なかなかとりにくいということはあるかもしれませんが、うちの近所に下川さんといって、かすり屋さんですけれども、ここは自分のお持ちの民家に、毎月じゃありませんけれども、年に数人の外国人の方たちが泊まっておられます。それはどう来られるかという、今はSNSで全部発信するわけですね。それを見て、どう来たらいいかと。多いときは五、六人、少なくとも3人ぐらいだと思いますけれども、そういうのも現実にありますので、そういうのを行政もちゃんと数字をつかんで、やっぱり統計というのは必要だろうと思いますから、民泊であれ、ちゃんとしたツアーであれ、そういうのをきちっと数字としてつかむのは必要なと思いますので、今後はきちっと数字をつかんで、それを統計として将来に生かしていただきたいと思います。これは要望です。お願いいたします。

次に、1次産業従事者の今後の見通しということでお聞きしましたところ、今言われました定住でかんきつ類に関心があると。以前質問でも聞きました。JAのほうでは新規就農者ということで、トマト、イチゴのハウス栽培はやっております。ただ、今言われたように、果樹——かんきつ、キウイ、あるいは梨とブドウ、そういうものについては、データはJAのほうで指導員あたりが行って、前も聞きましたように、あと何年したらうちはもうでけんじゃろう、後継者もおらんけんと言われる。それをJAと行政においてきちっとしたデータにして、そして、そういうのを募集をかけると。せっかく地域おこし協力隊で来られる中に、なら自分はブドウをつくってみたい、あるいは梨をつくってみたい、キウイでもいいと、そういう方も、やっぱり呼びかければ日本全国おられると思うんですよ。恐らく、とりぐちちょっと言うと言いは悪いですが、日本全国の市町村がやっぱり過疎対策として来てほしいということを情報発信せん限り、情報を受けるほうはわからんわけですよ。そうい

う情報についてはどのような発信をされるのか、また、そういうデータのものをJ Aと行政のほうで協議するというのが必要と思いますが、それについてはどう思われますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

今、議員御指摘の統計的なものですね、果樹関係にもという面であろうかと思いますが、当然、議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊の中にもさまざまな——先ほど課長のほうが申し上げたとおり、かんきつということで、そういう指導をとということだろうと思います。確かに現在のところ、データの的にはJ A、それぞれの部会と共有した整理ができておりませんが、やはりこれにつきましては、今後の農業の後継者を育成していくためには、今、私どもが行っておる新規就農の支援以外にも、そういったところで詳しく中身を精査した中でどういう取り組みにつないでいくかというのは非常に大事なことだろうと認識をしております。そういうことで、今後はそういう数値的なものにつきましても、それぞれの分野におきまして所管課といたしましても整理をさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

そのようなデータはJ Aさんに行政からでも声をかけて、指導員の方はずっと回っているので、やはりその農家さん農家さんのいろいろな考えもあるでしょうし、そういうことをきちっと拾い上げて行政と一緒にデータ化すると。それについて、先ほど地域振興課長のほうが言われたように、かんきつ類に興味のある方も必ずおられると思うので、そういう方をほ場に張りつけて、できれば山間部、中山間地と言われるところに住んでいただくと。それから、最初言ったような白木地区、ちょうど鹿伏地区と言われましたので、やっぱりそういうのも必要だろうと思います。ぜひ早急に検討しますじゃなくて、早急に実施をお願いいたします。

次に、言葉として先ほど木育という言葉が出ました。徳野先生の「暮らしの視点からの地方再生」と、創生じゃなくて再生なんですよ。国は地方創生と言いますけれども、創生というのは新たにつくるのが創生であって、再生は実際そこにあるのがもう一回よくなる——よくなるという言葉があれですけども、やっぱり少しでも人口をふやそうよと、地域がよくなるよというものが再生だろうと思います。だから、わざわざ再生という言葉を使ってあるんだろうかと思えます。

この中に、木育の重要性ということで書いてあります。2007年に林野庁の木材産業の体制整備及び国産材の利用拡大に向けた基本方針に、木材利用に関する教育活動と明記された、これが木育であると。次に、市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携協力しながら、材料としての木材のよさやその利用の意義を学ぶ教

育活動としていると。実際どのように進めるかについては不明確であったとなっておりますけど、この木育の重要性、当然小さいときから木育ということであれば林業に興味を持つ子どもたちが、やっぱりそういうのも必要だと思います。それについては、まず地域振興課長だったでしょうか、先ほど木育という言葉を使っていただきましたので、よろしいでしょうか。その次に教育長、木育ということを教育の立場からお願いいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

私の立場からすると、林業も教育も担当外なものですから、そういった立場の御答弁ということがございますけれども、現在、私どもの課で林業の八女産材の普及、流通促進を担当させていただいておりますけれども、子どものころから五感というか、いわゆる感覚で、木のやわらかさとか、木の香りとか、そういったところに触れてもらうということは、やっぱり子どもの成長にも大変よろしいことだと思いますし、木が身近にあるということ、そして、やっぱり木を使って我々はこれまで生活してきたということもございますので、そういったところも教える意義は大変高いものがあると思います。その後、木材のよさが一般化すれば、その需要もふえていくということもございますので、ぜひ八女材の利用促進の観点からも木育といったものは力を入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

木育につきましては、緑の少年団の事業とか、あるいは矢部小学校におきましては柳川市との交流の中でそういった活動もしておりますし、あるいは植林とか、あるいは枝打ちとか、そういったことも総合的な学習の時間の中でしているような状況です。

今、課長のほうからもありましたように、そういった意味で、中山間地も含めてそういった木育ということを進めていくことも大事なことだろうと思っております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

それこそ林業従事者が就業者の中で0.6%であると。これを大きくといいますか、数字をふやすためには、やっぱり小さいときから木育ということで木の温かみとか、そういうのに接すれば、おのずと職業としてそういう林業につきたいという子どももふえるんじゃないかと思います。これは地域振興課長、教育長だけじゃなくて、八女市全体としてやっぱりこういうのはしていただきたい。それはなぜかというと、市長がいつも農業、林業は八女市の基幹産業であるということを言われますので、やはり基幹産業が将来的にも成り立つように、ぜひ八女市一丸としてしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、八女市の教育、文化についてということでお聞きします。

いじめ調査アンケートは行われているのかということでお聞きしますが、これは第2回いじめに関するアンケート（小学校低学年用）野田市教育委員会となっております。八女市の場合のいじめアンケートというのはどこが主体としてされてあるのか、まずお聞きします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

いじめアンケートにつきましては、八女市いじめ防止基本方針の中で各学校におけるいじめアンケートを月1回のめどで実施していくということをおうたっております、その実施につきましては、各学校で基本方針を定めて、その中で各学校のほうで取り組んでいるということでございます。内容につきましても、各学校それぞれで取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

毎月じゃなくて隔月とか、毎月してあるわけじゃないですね。

○学校教育課長（原 亮一君）

申しわけございません。説明が不足しておりました。毎月実施をしております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

この事件というのは非常に悲惨な事件だろうと思います。なぜかという、本来子どもを守るべき母親が、子どもに暴力が行けば自分のほうに来ないだろうと、堂々とそういうことを言える。本来、母親というのは子どもを身を挺してでも守るべきだろうと。ところが、こういうことが現実に起きております。今後も起きる可能性がないとは言えません。ただ、その中で、八女市児童虐待対策ケース連絡網の中に、確かに子育て支援課、そして学校教育課並びに健康推進課、福祉課、いろいろあります。ただ、これは当然、事件が起こってからなんですよね。

毎日新聞、「虐待対応 繰り返すミス 専門家育たぬ児相 経験や知識を軽視」。なぜかという、児相というのは、あくまでも子どもを預かるのが児相であるとなっております。ところが、この場合は母親もDVを受けていたと。だから、本来母親としてはあってはいけないことですが、子どもを身を挺してでも守るべき母親が、自分がやられないなら子どもがやられてもいいという気持ちになっておるわけですね。児相はあくまでも子どもです、子どもだけだろうと思います。

子育て支援課長にお聞きしますが、八女市の場合いろいろな施設があります。児相

の場合は子どもだけですけれども、以前から聞いております母子生活支援施設ひまわり園、これについては母子とも保護することができる。この関係市町村近辺では八女市だけかなと思いますけれども、こういう場合、母子とも支援はできますか、できませんか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

母子ともに、貧困とか精神的な面、さらに今言われたDV関係で母子を自立させるための施設が母子生活支援施設でございます。極端に言えば、措置して自立をさせていくという施設になろうかと思えます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

市長にも以前ひまわり園について聞いたときに、本来これは国、県がすべきことであると。先ほど議員が聞かれた給食の無償化についても、本来、国、県がすべきことだろうという回答をいただいておりますけれども、なかなか国、県が動かない以上、八女市にせつかくそういう施設があると、これは最後のとりでといえますか、シェルター的なものだろうと思えますけれども、この虐待について、やはり母子ともシェルター的な避難場所というのが八女市にありますので、今後この必要性についてはどのように思われるのか、市長、一言お願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えいたしたいと思えます。

以前にもお話ししたとおり、福岡県内でも非常に数少ない施設でもありますし、大牟田等もございましたけれども、御承知のように廃止をしたわけでございます。基本的に、健全な子どもを育成することについては、制度的なものについては国、県がやっぱり全国的に同じレベルでやるべきだという考え方を私は持っております。一つの自治体だけが責任を負ってやらなきゃいかん、しかも、県下から利用される方もいらっしゃる。それは議員おっしゃるように、目的としては非常に素晴らしいことです。こういうものがやはりなければならないということはよくわかりますが、それ以外に、じゃ、ひまわり園だけで解決するかというと、決してそうではない。あったほうがいいけれども、もっと根底に何があるかということ、私どもは、学校も、それから親も含めて考えてやらないと、ただひまわり園——一時、以前の質問でひまわり園の改築の問題、指摘をいただいたことはありますけれども、そういう問題ではないと。もう少しやはり周辺の皆さんや、あるいは親にしても、母親にしても、行政にしても、やっぱり連携して、そういうものがなくなるような努力をどういう形でしていくのか、それは八女市だけの問題ではございません。したがって、私は県が広域的に取り組むべき問題であるということを申し上げているわけでございますので、決してひまわり園が

必要ないんだということは考えてもおりませんし、そこで何とか母子家庭の皆さん方が健全な人生を送られるよう基盤づくりができるなら、それはそれで非常に大きな存在価値があるのではないかと基本的には考えております。

○9番（牛島孝之君）

確かに市長が言われるように、本来子育てというのは国が責任を持ってすべきものである、あるいは、その下の県がすべきであろうと確かに思います。ただ、なかなか国、県が動かない以上、八女市にせっきやくそういうシェルターの的なものがありますので、これはぜひ存続をしていくし、有効に利用するようにしていただきたいと、それを要望いたします。

次に、八女市の教育、文化についてということで、中教審の公立校教員の働き方改革、この中に出ております残業時間の上限を原則として月45時間、年360時間以内で、どのようにこの時間を守るのかと。以前もタイムカード的なものはあるのかと聞きましたけれども、今のところはありませんとなくなっておりますが、今後どのようにされるのか、まずそれからお聞きします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

国の中教審の答申のほうで教職員の残業時間の上限が示されたということで、このことの詳細な取り組みについては、また今後、国のほうから示しがありまして、それに基づいて検討していくことになろうかと思っております。

その前提といたしまして、国のほうが唱えております教職員の働き方改革、これにつきましては、昨年3月に県のほうが取り組み指針というものを策定しておりまして、これを踏まえた形で、八女市におきましても教職員の働き方改革取り組み指針というものを今年度中の策定を目指して取り組んでいるところでございます。その中でも、議員御指摘の勤務時間の把握が土台になってまいります。それを踏まえまして、現在タイムカード等については具体的には利用をしておりますけれども、新年度以降につきましてはパソコンを通じた勤務時間の把握を各学校で行っていきたいということを考えるところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

やっぱり残業時間というのが、確かにタイムカードをしたからといって、それで本当の時間が把握できるのかというのは、ちょっと疑問点がつくところがありますけれども、答申が出ている以上、やはりなるべくそれに近づけていくと。

それと、先ほど前の議員が言われましたように、この新聞記事の中に書いてありますコミュニティ・スクール、これが家庭や地域社会との連携の必要性、そしてこの中に、自治体や保護者らが担うべき業務として、登下校の対応や放課後から夜間の見回りなどを挙げたと。

実際これが本当にいうコミュニティ・スクールではないかと思います。私も学校運営協議会には携わっておりますけれども、やはり教員の時間短縮といいますか、今、恐らく時間の把握もできていない、朝6時前に出て行って夕方8時ごろ帰ってくると。それでも、帰ってからも現実にしておると。やはりそれをしないと教員が疲弊して、本当は余裕を持って子どもと対応しなきゃいけないのに、それ自体が現実にはできないようになっているんじゃないかと思います。これはぜひコミュニティ・スクール、せつかく今度、ほぼ小学校校区で全てにできるということですので、そういうところの必要性、あるいは協力依頼をぜひしていただきたいと思います。

次に、12月議会において請願可決後、「めぐみ」のビデオはどのように利用されたかということで、担当課であります学校教育課、人権・同和教育課、あるいは社会教育課、請願可決後どのように利用されたか、あるいは先ほど答えにありましたように、新年度どのように利用される計画なのか、それをまずお聞きします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

拉致問題啓発DVDアニメ「めぐみ」につきましては、12月議会の中での請願議決後におきまして、12月の定例校長会のほうで議会の状況について御報告をさせていただいています。

それから、新年度におきましては、人権学習指導資料の中でこのDVDアニメ「めぐみ」の活用についてうたわせていただいています、新年度につきましてその活用を促しているところでございます。

以上でございます。

○人権・同和教育課長（橋本秀樹君）

補足で説明をさせていただきます。

現在、市内全ての図書館にはアニメのほうがございますので、全ての図書館でお貸し出しできるように文化振興課のほうと合い議をさせていただいているところでございます。それから、こちら人権・同和教育課のほうで、アニメの貸し出しについて今年度中に対応したいと考えているところです。

以上です。

○男女共同参画推進課長（山口昭弘君）

お答えいたします。

社会教育課長も兼務しておりますので、その観点でお答えいたします。

ビデオにつきましては、青少年の健全育成に有効であると考えておりますが、まだ具体的にどうするという事は検討いたしておりません。よろしく申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

八女市全体として、担当課についてはぜひ有効に利用されるようお願いをいたします。

次に、小学校の音楽の教員は確保できているのか、また、熊本県におきましては教員採用試験において実技が免除されると聞きましたけれども、このことに対して教育長、要するに体育と音楽は実技かと思えますけれども、福岡県もそういう動きがあるんですか、情報が入ってありましたらお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

新聞報道によりますと、熊本県では来年度から体育実技と音楽実技を免除すると。その目的は、いわゆる受験者をふやすということが最大の目的だろうと思っています。

福岡県では、今、免除はしておりませんが、小学校では2次試験で模擬授業、個人面接、それに加えて水泳実技、音楽実技、体育実技、英会話実技、適性検査がございます。だから、意外と大変なんですよ。確かにそれはあるんですが、ただ、音楽実技と体育実技を免除したからといって倍率が高くなるのかというのも、私は少々疑問のような気がします。やはり教員になりたいというときに、自分の地元でなりたいとか、あるいは自分の出身大学のところでなりたいとか、そういったのが意外と多くてですね。ですので、それは若干疑問があるところです。

ただ、福岡県の最近の採用試験状況等を見ますと、最近ここ10年ぐらいで一番高かったのが、中学校では平成17年度の25.8倍、小学校では平成22年度の8.3倍、もうそれから後は下落する一方です。来年度の採用ですね、今年度の試験だけを言いますと、小学校は1.28倍、中学校は3.9倍です。ただ、中学校は教科によってうんと差が違いますから、一番高かったのは保健体育で8.5倍ぐらいだったと思います。一番低いのは技術・家庭で1.5倍ぐらいでした。ですので、それだけ倍率が下がってきている。だから、どの県も必死なのは確かで、福岡県の実態としましては、今は現職者、いわゆる他府県で現職していた先生で福岡県に入ってくる場合。以前はやめた後、全部試験を受けないとだめでした。しかし、今は現職者と、あと講師の24月経験者につきましては1次試験で教職教養を免除しておりますし、小学校に限っては、2次試験において水泳実技、音楽実技、体育実技を免除しております。これが今の福岡県の現状です。

ただ、教育は人なりと言われるように、子どもにとって最大の教育環境は教師だろうと思っています。ですので、その質の確保はとても大事なことだろうとは個人的には思っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

なかなか募集しても集まらない、なかなか倍率も上がらない、なり手が少ないということ

は、やはり先ほどから申しております働き方改革の勤務時間、あるいは俗に言うモンスターペアレントに対する対応が全体として少しおこなっているのかなど。そういうのがしっかりすれば、子どもを教えることに対して非常に元気を持っている若者もいると思いますので、やっぱりそういう保護者対応とか労働時間の問題、そこんにきをきちっとすれば、おのずと集まるんじゃないかと思っておりますので、そこは教育長を含め、部局のほうで頑張りたいと思います。

次に、八女市の文化行政に対する対応ということでお聞きしますが、百田尚樹さんの「日本国紀」の副読本、これは日本国紀のほうに大伴部博麻のことをこう書いてあります。昔は白村江（はくそんこう）と習いましたけれども——白村江（はくすきえ）の戦いに参加した日本軍の兵士の中に、大伴部博麻という人物がいたと。663年、博麻は東軍に捉えられ、長安に送られたと。——これはそのまま読んでおりますので、若干違うところもあるかもしれませんが——そのころ長安には、唐と日本が戦争を始めたことによって捕虜扱いになっていた遣唐使が逃げたと。664年、唐が日本侵略を企てているという情報を得た博麻は、みずからを奴隷として売り、その金を4人の遣唐使に渡して彼らの帰国資金としたと、もろもろあります。中に、奴隷になって690年によく帰国できたと。この本には、捕虜となって27年後のことと書いてあります。

きのう北川内公園に行ってきたして記念碑を見てまいりました。それには「大伴部博麻呂」と書いてありました。本は「博麻」で終わっております。文化振興課長にお聞きしますが、これはどちらが本当というか、どちらでしょうか。おわかりでしたらお願いします。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

確かに大伴部博麻、上陽の北川内公園の記念碑については「博麻呂」という表記になっております。私もちょっと現場を見させていただきまして、「呂」の表記がついていたので、この違いについてはどうだろうかということで課内でも資料を集めました。「博麻」という表記になっているのは、日本書紀が「博麻」という表記になっておりますし、別資料では「博麻呂」という表記になっておりますので、どちらの表記が正解かというのはちょっとわかりません。ここに本を持ってきておりますけれども、大伴部博麻に関する資料を集めた分です。日本書紀「尊朝愛国」の名を負う筑後先人ということで、この中にもあらゆる賢人の方からの博麻に対する考え方が載せられております。全体を読み上げたとしても、なかなかちょっと古人を、大伴部博麻がどういった、特定というところにはたどり着かなかった部分はあるんですけれども、表記の仕方については、そういった違いから「博麻」と「博麻呂」ということでの表記になっておるようでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

大伴部博麻のことで、百田尚樹さんはこのようにも書いてあります。もう一つ、大伴部博麻の話でつけ加えると、約30年ぶりに日本に戻ってきた博麻に対して、当時の持統天皇が彼に勅語を送っていると。そこに「愛国」という言葉があると。これが日本の文献史上に初めて出た「愛国」という言葉です。「愛国」というと、大東亜戦争中に盛んに言われた言葉と思われ、現代ではむしろ忌避されかねない言葉ですが、とんでもない。千数百年前からあるすばらしい言葉なのです。何か「愛国」という言葉を使うと、戦前の国家主義とか、そういうふうに持っていきますけれども、国を愛することは非常に大事なことだろうと思います。言葉だけをとっていろいろ言う方はおられますけれども、そこに生まれた以上、やはりその国を愛するということは必要だろうと思います。

それと、3人ほど名前を出しておりました。今後も顕彰しますということで書いてありますので、ぜひ顕彰していただきたい。

それと、八女市が所蔵する八女市出身画家のリストということでしております。今ちょうど田崎廣助美術館で八女市の小学校、中学校——中学校まで含めてですかね、そこにある所蔵の絵画を展覧してあります。ぜひ議員の皆様全員に見ていただくように、まずここでお願いしたいと思います。

最後に、ペット霊園条例について。

これは以前、請願で出ましたけれども、このペット霊園条例、今実際、飛形山の頂上にペット霊園というのが計画をされておるはずです。これは、はっきり廃止になったのか、中止なのか、今は中止だけれども、また復活するのか。そういう今現在の情報がありましたらよろしくお願いたします。

○環境課長（原田英雄君）

議員御質問の霊園の状況につきましては、先ほど市長答弁にもございましたように、最近特段の動きもないという状況から、現在では中断されているんじゃないかと思っております。

具体的には、御承知のとおり許認可施設ではございませんので、正確に進展中とか中止とかいうことは判断できませんけれども、現場から判断するとそういう状況ではないかと。それから、看板等も一部おろされているということから、そう判断しているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

一応、一般質問資料として「霊園とペット霊園の規制条例について」ということで資料請求しております。

八女市墓地等の経営の許可等に関する条例、平成24年9月26日、条例第24号。

この第1条を見ますと、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）」、合併後、平成22年2月1日ですかね、八女市は合併しましたので、当然その後、一つの八女市になったから平成24年9月26日に条例第24号となっただけであって、以前から各市町村においては墓地等の経営の許可等に関する条例、設置の条例はあったんでしょうか、どうでしょうか、お聞きします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

今、議員御質問の条例につきましては、もともと国の墓地、埋葬等に関する法律に基づいて県知事の許認可権限であったものが、分権によりまして市の権限におりてきたということでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

答弁の中に、「ペット霊園事業の規制に関する条例の制定については、国や他の自治体の動向も踏まえつつ、さまざまな観点から慎重に判断する必要があり、現段階では条例化は予定しておりません」となっておりますけれども、実際、ペット霊園を開設したいという方がおられて、それに対する反対の看板も立ったようでございます。これは、たまさか立花町の飛形山のとっぺんですけれども、ほかにも旧八女市においては黒木、矢部、星野、上陽、あるいは八女市にも山間部はあります。そういうところが現実にありますので、こういうことがまた起きるかもしれません。

これは糸島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例、平成23年3月29日、条例第6号。この中に、この条例において、次に、関係住民の理解を得ると。関係住民とはどのような方か。「ペット霊園の境界から100メートル未満の区域に土地又は建築物を所有し、又は使用する者及び当該区域の属する行政区の行政区長をいう。」と。これをつくる場合には、説明会の開催等、「申請予定者は、関係住民に対し、規則で定めるところにより、設置等計画について説明会を開催しなければならない。」、ほぼ墓地と同じような取り決めがあるようでございます。やはり八女市の場合はこれだけ広い土地がありますし、農地の場合は農地法の規制がありますけれども、山林については、あるのは林地開発、これは1万平米以上だとなっておりますので、ペット霊園の設置の許可等に関する条例、ぜひ検討していただきたいと思いますが、それについては環境課長いかがでしょうか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

先ほど現段階での条例化は考えていないということで市長からも御答弁があったとおりで

ございますが、今御質問のペット霊園の条例化につきましては、やはり何をどのように規制していくのかと、いわゆる生活環境保全上の観点からどうするのかと。

時間がありませんので要点だけ申し上げますと、他市の実態等も調査をしてみました。全国でもまだレアなケースでございますが、もともとペット霊園の条例化の発端は、設置されたペット霊園が放置をされて後の管理ができなくなっているような業者があったということから、これはどうしたものかということからスタートをしております。国においても法制化を一定検討されておりましたけれども、まだ現在のところ法制化に至っておりません。

そういう中で、自治体としては、先ほど御案内のとおり県下では糸島市だけが条例化しております。そういう中で、本市においてどうやっていくのかというのは、まだ今後検討が必要ではございますけれども、先ほど申し上げますように、どう規制するのかという観点の中では、特に霊園については霊園そのもの、あるいは納骨堂をどうするか、あるいは火葬場をどうするか等、同じくくりで霊園といっても、いろんなさまざまな条例なり整理が必要という状況でございますし、ペット霊園の社会的ニーズでありましたり、状況等さまざまな観点から、あるいは法律上の解釈等も含めまして、慎重に研究する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

慎重に検討ということになると、恐らく時間的に随分かかるんじゃないのかと。答えとしてはそうでしょうけれども、現実にそういう場面に遭った方にすれば、何も規制がない。そういう規制は、国が統一したような規制がないじゃなくて、やはり八女市として、これだけ大きな八女市ですから、山間部も随分あります。同じような事例が出る可能性が今後あると思います。だから、こういうのは慎重に検討やなくて、検討は速やかにするという方向でやっていただきたい。何でも慎重に検討するとどれだけ時間がかかるかわかりません。やはり必要性——なぜかという、こういう反対運動が起きて初めて、こういう規制条例がなかったということになるわけですね。だから、本当に必要であれば早急にすべきだろうと思いますので、これは慎重じゃなくて速やかな検討をお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後3時まで休憩します。

午後2時46分 休憩

午後3時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

3番田中栄一議員の質問を許します。

○3番（田中栄一君）

皆様こんにちは。3番田中栄一でございます。眠たい時間ですけれども、頑張ってみりたいと思います。本日最後の一般質問となりました。最後までのおつき合いをよろしく願います。

それでは、質問に移らせていただきます。

今回は、国道442号を初めとした国、県、市道の危険箇所への対応策等について及び土木技術担当職員の定数についてどう考えているかの2点についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、国道442号を初めとした国、県、市道の危険箇所への対応等についてお尋ねします。

住民の方からは、市道を初めとして国道、県道の改良や新設、危険箇所の対応など、さまざまな要望が市長宛てに提出されております。これらの要望は安心・安全な八女市の安全基盤の確立のためにも重要なものであり、早急に対応することが求められているわけです。このことは市当局も十分に認識され、その対応に大変な努力をされていることに対しまして敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

要望の内容によっては国や県へつなぎ、その実現実施に向けた要請を絶え間なくやっていくことが必要ですし、市道については国県補助事業などを活用して迅速に実施されることが求められているわけです。そういったことから、地域から提出されました要望箇所の取り組み状況はどうなっているのか、さらには、国、県道に対する要望書の取り扱いと要請活動はどうされているのか、また、取り組み状況や進捗状況を関係者に知らせる必要がありはしないかといった点についてお尋ねします。

また、八女市の動脈の一つでもあります国道442号の危険箇所についても質問並びに具体的な提言を行いたいと思います。

次に、土木技術担当職員の定数についてどう考えているかということです。

本庁及び各支所への職員の配置状況はどうか、災害発生頻度の高い立花支所を含めた東部の支所へ重点配置する必要があるかということ、そして、さまざまな要望や災害復旧に対応するための人材確保の観点から、今後の採用についてどう考えているのかといった内容についてお尋ねをしたいと思います。

あとは質問席より順次質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

3番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

国道442号を初めとした国、県、市道の危険箇所への対応等についての御質問でございます。

要望書が提出されている箇所の取り組み状況はどうかというお尋ねでございます。

市道関係の要望件数は、12月末現在で1,044件ございます。そのうち対応済み件数は526件、未施工件数は518件となっております。次に、国及び県への要望件数は99件でございます。対応済みの件数は25件、未施工件数は74件となっております。

次に、国、県道の要望書の対応はどうなっているかというお尋ねでございます。

国、県への要望書については、市で受け付け後、現地確認などを行い、要望内容、状況などを把握し、国、県の関係部署に副申を行っております。また、各期成会を通じ、関係機関に対して毎年要望を行っております。

次に、地元では要望した箇所が長年放置されているという声も出ていると。定期的に取り組み状況を知らせることも必要ではないかという御質問でございます。

現在、年間工事数を要望数が大幅に上回っている状況です。工事に当たっては緊急性、公益性、工事規模などを考慮し、行政区長との協議を行い工事に着手しておりますが、工事内容によっては、用地取得や物件補償などで工事着工まで複数年かかる場合がございます。基本的に要望箇所ごとに回答を行っておりますが、今後は地元と連絡を密にとりながら進めてまいりたいと考えております。

次に、黒木町木屋の平付近から大淵の下ノ払いまでの国道は崩落の危険度が高い。補強改良を要望するとともに、迂回路、大梅本田の市道の拡幅改良を進める必要があるが、どう考えているのかという御質問でございます。

黒木町木屋から大淵地区の国道442号ののり面崩壊箇所につきましては、福岡県において平成24年から2カ年で崩落防止対策工事が実施されました。現在、山側のり面及び河川護岸の危険箇所200メートルについて対策工事の調査設計が行われているところでございます。

今後も管理者である県に対して、安全に通行できる道路整備と対策工事を要望していきたいと考えております。

次に、土木技術担当職員の定数についてどう考えているのかという御質問でございます。

土木技術担当職員の本庁及び支所への配置はどうなっているかというお尋ねでございます。

現在、土木技術担当職員は、本庁には建設経済部の商工・企業誘致課を除く各課に正規職員27人、黒木支所には正規職員7人と再任用職員1人、立花支所には正規職員4人、上陽、矢部、星野の各支所に2人ずつ配置しております。

災害発生頻度の高い東部支所の土木技術担当職員を増員すべきではないかという御質問でございます。

旧町村ごとに設置している支所は、本庁まで行かなくても各種手続きができるなど、住民の

利便性を担保することを第一の目的としており、土木技術職員の配置は少数となっております。

近年、中山間地域を抱える八女東部では災害が大規模化する傾向にあります。小規模の災害であれば各支所で対応しますが、被災箇所が広範囲にわたる場合は人員を集中して事務処理を行ったほうが効率的ということもあり、本庁一括で対応しております。

今後も、支所には通常業務を処理する土木技術職員を配置し、災害発生時には本庁の職員と連携しながら対応してまいります。

最後に、今後の土木技術担当職員の採用についてどう考えるかという御質問でございます。

土木技術職員は、平成22年の合併以後10人を採用し、ことし4月にも1人を採用いたします。災害の深刻化や技術職員の新陳代謝に対応するため、今後も土木技術職員の確保は必要と考えておりますので、継続的な採用とともに技術の継承を図っていききたいと考えております。

以上で御答弁いたします。

○3番（田中栄一君）

最初に、国道442号を初めとした国県市道の危険箇所への対応等についてお尋ねいたします。

まず、取り組み状況についてでございます。いただいた要望箇所件数調べでは、先ほど件数等は言われましたけれども、市道の分が完了率が50.4%、それから国県道関係では完了率が25.3%ということでございます。もちろん要望箇所によって事業費の多少がありますので、件数だけで一概に比較できるものではありませんし、この完了率を高いと見るか低いと見るかは人それぞれだと思っております。しかし、地元としてはもっと早く対応していただきたいという声が一般的ではないでしょうか。

要望全部を早急に完了することは、財政上からも人手の面からも至難のわざであるということは誰しも感じられておりますでしょうし、私も承知しているところでございます。毎年度提出される市道に対する要望を100%完了していくことが、所管課であります建設課の目標であり、使命であろうと思っております。建設課長として、この程度は完了したい、この程度は取り組んでいきたいという思いがありましたらお聞きしたいと思っております。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今の資料を見ていただいたらわかると思っておりますけれども、ここにあります数値につきましては道路に限った数字でございます。当然要望につきましては河川もございますので、総要望数、それから道路の維持等については入っておりません。あくまでも改良に絡むということで数量を整理させていただいておりますので、全体を合わせれば物すごい数になります。

当然、市民の方は一日も早い改良なり維持をしていただきたいということで要望は出されておりますので、担当の建設課といたしましては毎年予算を要求しながら、財政厳しい中ではございますけれども、なるべく一般財源を使わないでいような予算編成をしながら鋭意取り組んでいるところでございます。

なおかつ、要望箇所を今年度やりましても、それを上回る要望がまた出てくるというのが現在の状況でございます。なかなか全てを終わらせるということは至難のわざだということはおわかっておりますけれども、できる限り努力をして皆様の要望に応えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

おっしゃられることは私も重々承知いたしますが、実施件数を上回った要望箇所が出てくるということで、現在のあり方、やり方ではイタチごっこの状態になるような感じがしております。

そういう中で、やはり何とかせにゃいかんという思いもあるわけでございますが、何かしらこの現状を打破するために何か計画を持って推進されて未施工箇所を減らしていこうというお考えがありましたら御披露願いたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

要望箇所がなかなか消化できていない理由の一つには、平成24年の九州北部豪雨がございまして。平成24年の九州北部豪雨があれだけの規模で発生いたしましたので、職員も含めて予算も災害復旧のほうに回さざるを得なかったという事情が一つございます。

その間、市民の皆さんも平成24、平成25、平成26年ぐらいまでは災害で大変だからということで要望もちょっと減っていたわけでございますけれども、ある程度めどが立ってからは今のような状態で要望数のほうはかなり上回っているという状況でございます。

一つ方法としましては、道路改良につきましては来年度、平成31年度の予算編成に合わせて、現在各支所なり本庁に出ております要望書をもう一回見直して、今後10年間の実施計画を各支所なり本庁なりに一応立てたところでございます。大まかな計画ではございますけれども、一応そういう計画を持ちながら今後は計画的に進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

わかりました。10カ年計画を立てて、やっぱりきちんと地域の方も理解されるような計画を立てて実施していただきたいと思います。

そういう厳しい財政状況ということで、どのようにして道路関係予算を確保していくのか、これが大変なことだと思っておりますけれども、充当財源としましては、国庫補助事業の取り組み、それから県単補助事業の取り組み、それとあわせて地方債による取り組み、これはもう一般財源になりますけれども、そういった取り組みなどさまざまな財源を考えるわけです。ここ数年は地方交付税交付金の暫定減額、これによりまして財政が厳しい厳しいという声しか執行部から聞こえてきません。しかし、平成31年度当初予算は前年度対比で2.4%の増額になっております。

平成13年に小泉内閣が進めた三位一体改革では、地方への税源移譲と言いながら、地方交付税交付金は大幅に削減されました。そのために各市町村は合併へと走ったわけですが、当時の地方財政計画では地方交付税交付金は出口ベースで12兆円だったと思いますが、平成31年度の地方財政計画では地方交付税交付金が出口ベースで16兆1,800億円と7年ぶりに増加いたしております。もちろん福祉関係費の増による財政への圧迫というものも見過ごせませんけれども、状況は少し好転しているのではと思っております。

そのような中で、財政課として安心・安全な八女市の生活基盤の確立のためにも、重要な道路予算の確保についてどのようにお考えなのか、お尋ねしておきます。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

財政課といたしましては、道路等の整備につきましては住民の方々が安心して日常生活を送るためにも必要なことだと捉えておりますので、建設課を含めて十分協議しまして、建設課が策定するようにしております道路整備の10カ年計画をもとに健全な財政運営を行っていきたくと考えております。

以上です。

○3番（田中栄一君）

できる限り——厳しい状況ではあろうと思っておりますけれども、財調基金も前回お聞きいたしました。その中で、やはり庁舎建設とか、あるいは中部処理場の建設とかで相当な費用も要するという中で、しかも災害対応に必要な部分もあるからということで、早々簡単には使えないということですが、実際そういった財源もございますし、できる限り国、県の補助事業を実際に探索していただいて——これには県のほうが補助一覧をつくっておりますので、そういった部分を十分精査されてやっていただきたいと思っております。これは財政も、やはり担当課も十分に目を通していただいて、これに該当しないかということでの充当財源を確保していただくように努力をお願いしたいと思います。

次に、国道とか県道に対する改良等の要望でございます。県議の先生にお願いしますと、市を通じて要望を出してくださいと言われるんですね。市としては、市長の送付文書によっ

て全ての案件を県と関係部署へ副申されているということでございますけれども、担当されます県土整備事務所も相次ぐ災害などで配当予算が限られておりまして、その要望の実現はかなり厳しい状況であろうと理解しておりますが、そのような中で、やはり事業実施を進めていくため、あるいは獲得するためには、やはり副申をするだけでなく絶え間ない要請活動といいますか、要望活動を行うしかないと思うわけですね。そういった中で、市としては副申を提出された後にどう取り組んでおられるのかということをお尋ねします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

国、県への要望につきましては、基本的に市に出していただく場合でも行政区長の名前でお願いしますということでやっております。市長宛てに出された箇所につきましては、市のほうで現地を把握いたしまして状況等を確認した上で必要の度合いに応じて副申は行います。全ての件について副申は行いますけれども、以前は県土事務所のほうにつきましても、要望書はもらうけれども、もらっただけで各担当課に回すということで処理をされておりましたので、はっきり言いますと、何年かたつとその要望があったのかどうかもわからないという状況でございました。昨年からは県土事務所と協議を行いまして、県土のほうも今、一括して管理をさせていただいておりますので、いつ出された要望がどう処理をされたかというところまで一応県土のほうでも管理ができるようになっております。

なおかつ、市のほうには四半期ごとに要望の状況と、それに対する回答を現在いただくようにしておりますので、依然と比べれば要望の中身なり進捗状況については把握できるようになっております。

また、要望の中身によっては早急に対策をお願いする分もございますので、そういう箇所については一緒に現地調査を行いまして、対策をすぐしていただくなり、そういう対応をとっております。

また、県土に出向くたびに担当課に行きまして、あの箇所はどうなっているかということでお話をさせていただいております。また、それ以外に、先ほど市長答弁がありましたように、各期成会を通じまして国、県、それから国等、中には九州地方整備局、国は国土交通省、それから県は直接県庁のほうに各期成会を通じて年間、室長なりに行っていただいて要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

今、課長のほうからお聞きしましたとおり、一応市長、頑張っていたきたいと思いますので、（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

次に進みます。

先ほどの話とちょっと相反するところがあるかもしれませんが、地域から要望した案件が長年音沙汰なしで、どうなっているのかという声がありました。厳しい口調で、山間部は見捨てられているんじゃないかという声までありました。市民と行政は常にキャッチボールをして互いに考えていることを伝えて理解を得て認識を共有する、すなわち意思疎通を十分に図っていくことが求められているのではないかと考えております。

市長、先ほど午前中の質問の中で、地域を守るということでは言われました。私も市民に寄り添った思いやりのある姿勢が今以上に必要だと申し上げておるわけでございます。進捗していない中で取り組み状況の報告を行うというのは、担当課にとりまして、あるいは担当者にとりましては大変心苦しいことだとは思いますが、やっぱりこういった声に応えるためにも定期的に取り組み状況を関係者にお知らせしていただいて、そういうシステムをつくっていくことが必要じゃないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、長年要望した箇所が放置をされていると。この一つの要因といたしましては、以前要望をいただいていた場合、単に受け取って決裁を受けるという形での要望の処理を行われていたような状況がございます。

そういう状況で処理をいたしますと、当然そのまま放置される箇所もございますし、後回しにされる箇所もございます。先ほど申しましたように、そういうのを解消するためにも、一回ここで見直すために10年の計画を立てようということで現在進めております。それを行うことによって、放置されていた箇所なり、そういう箇所も明らかになりますし、現在は要望書を受け取った時点で現地調査を行って、要望された区長さんに対してどう取り組むのか、例えば、要望は改良で出ていますけれども、内容的に維持程度でよければこういう形ですぐできますとか、そういう返事までするように指導いたしております。じゃないと、受け取っただけではなかなか先に進みませんので、今要望を受けておる状況としましては、そういうことで指導をしておりますし、先ほど申しました計画とあわせて、一回各地区の要望を見直すという形で進めております。

資料にもありますように、単に黒木町だけで申しますと117件の要望があって、まだ60件が未施工ということになっております。要望書の中身を見ますと、もうかなり古い、十何年前の要望書とかもございましたので、一応そういう整理を今回したいということで考えております。

○3番（田中栄一君）

やはりそういう掘り起こしをしていただいて、きちんとした対応をしていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、国道442号の件についてであります。

私は平成27年の第3回議会において、国道442号の改良促進についてお尋ねをいたしました。内容は、国道442号は八女市の主要な生活道路として欠かせないものであり、中山間地域から中心部への連絡道路としてはバイパス道路もなく、一旦災害が起きた場合には市民生活にはかり知れない多大な影響を及ぼすので、危険箇所の早期改良を実施し、生活道路としての安全・安心を確保するとともに、八女東部の振興対策の一助にすべきと申し上げました。

その後、八女市による期成会が設置されまして、豊岡地区のバイパス道路や日向神ダム1号橋から4号橋、あるいは熊本地震による宮ノ尾地区の崩落現場の迂回道、バイパスなどの改良は進んでおりますけれども、危険箇所もまだ相当数上がっております。

市長は答弁の中で、山間地においては河川と道路が並行し、斜面が切り立っている箇所や一部の区間においては急カーブを有するとともに、幅員が狭く、車両の離合に支障を来している箇所もあり、さらなる整備の必要があると思われる。今後も安全・安心、快適な交通環境の実現のため、道路管理者である福岡県へ対策が必要な箇所の整備をお願いしたいと考えておりますと申されております。

私どもの大淵地区にも多数の危険箇所があるわけですが、そのほかにもいっぱいあると思います。そのうち2カ所については要望書も提出されておりますけれども、こういった要望も含めて福岡県へ対策が必要な箇所の整備についてどのように要請をされていったのか、先ほどのお話と重複するところもあると思いますけれども、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

国道442号に限って言いますと、矢部川の横を道路が通っております。地形的に南側と北側では地形が全然違いますので、どうしても南側のほうの地形が厳しいという場所もございますし、中には線形上北側が厳しい地点もございますけれども、平成24年の災害のときにも一部通行どめになりました。特に国道442号につきましては須崎橋が崩落した関係ですね、それから木屋と大淵間ののり面の上が落ちたという関係で、一時全面通行どめになりました。今言いました須崎橋につきましては、復旧に時間がかかりましたので、その間、グリーンピアのほうを迂回していただくという措置を県のほうがとったと思っております。

それから、木屋と大淵の間につきましては、一時通行どめになりましたけれども、最終的には片側ということで通行したという経過がございます。それ以外にも、昨年の災害でも一部大淵の先のほうで通行どめが発生した事案もございましたけれども、県としても危険箇所については、おおむね把握はできておるような状況でございますが、なかなかその対策として抜本的な対策には至らないという経過がございます。

県につきましては、まず危険箇所の調査を何カ所か今やってあるような状況でございます。一応そういうことで県には聞いておりますし、市としましては、市長が前回も申しましたように危険箇所をなるべく早く取り除いてほしいというのが市の要望でございますので、折々にそういう要望をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

今までの経過はわかりました。確かに課長がおっしゃられるとおりでございまして、大変危険な要素を含んだ道路だと私自身も思っております。

先ほどの答弁書の中で、対策工事の調査設計が行われているということでございますけれども、調査設計の内容、それから今後の計画、どういったふうにやっていくのかという内容が把握されておりましたらお示し願いたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

国道442号の木屋から大淵間の件につきましては、一応県土のほうに確認をいたしました。資料をいただいておりますけれども、200メートルの間について、川側の護岸兼路側ですね、それから山側について調査が行われております。状況につきましては、川側の護岸につきましては、一部石が抜けたり、それから膨らみがあったり、それから根が浮いたりとか、そういう状況があります。山側につきましては、九州北部豪雨の前、平成22年からずっと追跡調査をしてありますけれども、こっちについては特段変状がないということで伺っております。

現在、県が考えてあるのは、特に路肩のほうに危ないと、危険性が高いということで、その対策をしたいということで、県としましては平成31年度の防災事業に要望を出したいということで、水によって浸食される危険がありますので、まずは路肩のほう、そちらの対策をやりたいということで、大まか調査が3月まで行われますけれども、4月以降そういう形で設計に入りたいと、あわせて国庫補助の交付金の要望をしながら工事を進めたいということで伺っております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

そういうことで対策工事を進められているということで大変感謝申し上げます。

ただ、一旦この国道が崩落しますと復旧に相当な経費と時間を要するんじゃないかと思っております。そのような事態に至ったときには、やはり迂回路が必要だと思うんですね、安全な迂回路。

この前の熊本地震のときには宮ノ尾地区が崩落いたしまして、そのときには迂回路の安全対策に非常に苦労されたことも聞いておりますが、ここが崩落しますと、当然、矢部とか大

淵地区からは、グリーンピア八女、あるいは山鹿市の岩野へ通じる道路が迂回路として利用される、そういう二車線道路が利用できるんじゃないかと思いますが、平成24年に須崎橋、あるいは今の危険箇所部分が壊れたときに、実際に須崎橋が通行どめになったときは坂道であって、しかも距離が非常に遠くなるということで、一部利用される方もいらっしゃいましたけれども、多数の方は須崎橋手前から対岸の馬渡集落を通過して迂回された。このとき地域内から大変な苦情が殺到いたしております。通られんようにいろいろするとか、そういうこともあったように聞いておりますが、そういう状況の中で、やはり特定地域ではありませんけれども、迂回路をきちんと確保しておくということも大事じゃないかと思えます。

通告にも書いておりましたが、対岸に今、大淵の郵便局のところから大梅集落までの市道がございます。手前は黒木町の折に大分改良いたしました、一部残っておりますけど。今現在、その集落から上については中山間地農業集落整備事業で農道整備をしております。残された部分がかかなり狭くて急な部分があるわけですね。そういったところを迂回路として利用できないかということで考えておりますので、やはりこの道路を主体として拡幅改良して利用すべきではないかと。これは市道でございますので、される場合は当然市のほうの事業実施になると思えますけれども、そういった部分について、やはり市も財源が厳しい中で市単独事業として無理であるならば、例えば、県代行事業にちょっと申請するとか、あるいは先ほど言いました農地の中を通過しておりますので、中山間地の農業集落整備事業でさらに出すとか、そういう対応をしていただければなと思っております。この部分について、地元の要望も必要ならばあれですけども、市からやっぱり県とかに出していただいて改良を進めていくということについてはいかがでございましょうか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

議員御指摘の道路につきましては、市道大梅本田線という路線だと思います。延長が大体2,600メートル弱でございます。そのうち今、議員おっしゃいましたように、両方の集落のところにつきましては民家があるということで若干改良が行われております。間が今現在、県営中山間のほうで600メートルぐらい改良が行われております。

ただし、県営中山間の改良につきましても有効幅員が3.5メートル程度、あくまでも農業用の道路としてしか改良が行われておりませんし、大淵のほうの郵便局から入ったところも、私も現地を確認しましたが、入り口は広いですけども、入ってすぐまた狭くなって、またその先の集落の上は狭くなって、その先を現在、地権者さん間でやってあります。それから、逆に木屋のほうも4メートルあるかないぐらいの幅員でございますけれども、すぐに山の中に入りまして、片側が急峻な斜面、片側はもう矢部川ということで、なかなか地形的にかなり厳しい状況だということで判断をしております。

今、議員おっしゃられたように、過疎代行とか、そういうことも考えられますけれども、議員も多分御存じだと思いますが、過疎代行とかになりますとさらに採択条件が厳しくなりますし、現在通行量がほとんどないという路線につきましてはなかなか採択は厳しいだろうと。なおかつ、市道で国庫補助である場合もなかなか厳しいだろうということで考えおります。

実際、この箇所に限らず平成24年の災害以降、迂回路となる路線を整備してきた経過がございます。これにつきましては平成24年以降、全体で19路線ぐらい取り組んでおりました。黒木の国道442号の迂回路としては4カ所ほど対岸の市道の改良なりを行ってございまして、2カ所につきましてはもう終わっております。現在まだ2カ所については工事中でございます。それ以外のおよその地区ですね、星野等につきましても、災害のときに迂回路として利用した道路なり、そういうところの改良なり、待避所をつくったり、そういう整備は行ってきたところでございます。今後も必要に応じて整備は必要かなということで考えておりますけれども、現在言われました路線につきましては、そういうことでなかなか財源的にも厳しいかなということで考えておりますので、今後は必要があればまた検討したいと思いますが、先ほども申しましたように、まだ集落内で改良が必要な箇所がかなり残っておりますので、そこら辺を中心に現在進めておりますので、今後必要であればまた考えていきたいと思っておりますけれども、現在のところはそういうことで県のほうに早く安心して通れる国道の整備をお願いしたいと考えております。

○3番（田中栄一君）

やんわりとお断りという感じの答弁だったと思うんですけれども、物質的にやはりそういったやつについては何事も非常時用にはあらゆるものに対して二本の線が必要だと思うんですね。そういった部分でやっぱり考えていただきたいと。基本的にはそういう補助に乗っかるようなやつをやっぱり十分吟味していただいてやっていただきたいなと要望しておきたいと思っております。

次に、土木技術担当職員の配置についてどう考えているかということでお尋ねいたします。

先ほど答弁書では、それぞれに総数で45名の人数を示されました。実際に建設課の職員を見ますと、建設課の所管では総数で26人。やはり私自身はつきり申し上げて、支所の技術担当職員、特に建設課職員が不足しているんじゃないかと思っております。昨年7月の豪雨でも相当数の災害が発生いたしまして、技術担当職員はふだんの業務に加えて、災害査定準備のために昼間は現地測量に出向き、帰庁後に概算設計とか提出書類の作成に不眠不休で頑張ってくれておりました。

本庁の職員も測量設計に従事していただいたと思っておりますけれども、やっぱり現場の状況にちょっと詳しくないという部分の中で、実際に業者さんが落札された後にそういった現地の

状況とちょっと違って設計内容を変更せざるを得ないと、実際工事の部分じゃなくて、それに資材搬入とか、そういった部分で、実際に通りが非常に困難なところに大型ブロックの設計をしておったとか、そういうお話も聞いております。これは建設課長からは非常に言いにくいことだろうと思うんですけども、支所の技術担当職員は不足しているんじゃないかという私の考えにつきましてどうお感じになりますか、正直なところをお答えいただきたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

現在、本庁の建設課長ということで仕事をさせてもらっておりますけれども、当然支所も同じということで考えておりますし、一緒にやっておるつもりでございます。予算等につきましては一括して本庁のほうで要求いたしますし、管理も本庁のほうでやっております。

それから、昨年の災害につきましては、公共土木災害だけで50カ所ほどの災害が発生しましたので、その対応につきましては、災害査定につきましては基本的に本庁で全部受検するというので、ただ、災害調査なりそこら辺の補助については市にお願いするというので対応してまいりました。

無事50カ所査定が終わりましたので、実施の段階では基本的に支所のほうにお願いをするという形でやっております。災害についてはそういう形でやりましたし、通常の業務につきましても、年度初めなり、年度途中なり、年度終わりとか、各四半期ごとに会議を行いながら、状況を把握しながら、どんな問題があるのかということで支所とも協議を進めております。

年度につきましては、一部どうしても時期が急がなくちゃならないということで、本庁のほうから支所のほうに測量の応援等にも行きました。そういう形で今のところ連携をしながら業務を進めております。

人員につきましては、多いか少ないかはなかなか申し上げにくいところもございますけれども、限られた人間の中でいかに効率よく仕事をやっていくかというのが私たちの責務だと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○3番（田中栄一君）

建設課長の業務に対する覚悟のほどをお聞きいたしましたが、人事課長、ここら辺について何とか——平成22年の合併から今10人採用、そして本年もまた1人採用ということですけど、これはやはり私自身、こういった非常に大きな災害が今から先多発すると思うんですね。そういった中で、確かに平成24年災害のときには他自治体から応援体制を求めてやりましたけど、八女ばかりとは限らないんですね、一緒にどこも被災するかもしれない。そういう中で、やはり自前の職員というのもやっぱりきちんとある程度の対応をできるようにしておく

べきだと思います。

今後もうこういう形で採用して進めていくということですが、そこら辺について、職員の適正化管理計画のぐあい等もありましようけど、そこら辺について再度、これは人事課長、答えにくいかもしれませんが、市長でもよろしいですが、そこら辺どう考えてございましょうか。人事課長が先に答えられますか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

土木技術職員の採用につきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、平成22年以後10名を採用しているということですが、実際の採用を始めたのは平成26年4月からということでございます。これは九州北部豪雨災害が平成24年7月に発生しておりますけれども、それを受けて、やはり土木技術職員の確保が必要だということで、その年度の採用試験にはちょっと間に合わなかったということで、平成25年に実施する採用試験から採用を継続的に始めているというところです。

具体的なところを申しますと、平成26年と平成27年に2人ずつ、平成28年につきましては、ちょっとほかの専門職を採用した関係で土木技術職は採用しておりませんが、その後の平成29年、平成30年でそれぞれ3人ずつを採用しております。平成31年4月は、当初2人採用する予定だったんですが、ちょっと今回1人という形になっております。やはり先ほどからありますとおり、災害が大規模化、広域化してくるという中で、特に中山間地域を抱えております八女市としましては一定数の土木技術職員は必要だったと考えているところです。

合併当初、本庁に配置をしておりました土木技術職員は23人でしたが、現在本庁に27人ということで、集中的にということもあるんですが、そういった形で数としては増加傾向と考えております。

今後もうこういった形で、はっきりと何人いれば大丈夫というところまでは言えませんが、一定数の確保につきましては必要だと考えておりますので、継続した採用試験は今後もう取り組んでいきたいと考えております。

○3番（田中栄一君）

やはり技術職員についてはなかなか急には採用できません。東峰村が今、期限つき採用をやっておりますけど、1年ではなかなか来てくれないと思いますので、やはりこれからもそういったことに主眼を置いて採用をお願いしたいと思います。

最後に、道路の整備ですね、市長。八女市の安心・安全な生活基盤の確保のためにも道路というのは優先すべき課題の一つであろうと思います。やっぱりそういう部分については早急な改良整備に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（川口誠二君）

3 番田中栄一議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 50 分 延会